

平成28年3月

乙訓環境衛生組合第1回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成28年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について	
○日程 5	第 1号議案 乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について	4
○日程 6	第 2号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
○日程 7	第 3号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 2
○日程 8	第 4号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	1 6
○日程 9	第 5号議案 乙訓環境衛生組合職員の任用に関する条例の一部改正について	2 1
○日程 10	第 6号議案 乙訓環境衛生組合表彰条例の一部改正について	2 9
○日程 11	第 7号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	3 0
○日程 12	第 8号議案 平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について	3 1
○日程 13	第 9号議案 平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について	4 1
○閉会	8 1

乙訓環境衛生組合議会平成28年第1回定例会

議事日程第1号

平成28年3月24日(木)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	山田千枝子 議員	近藤宏和 議員
	杉谷伸夫 議員	
長岡京市	綿谷正巳 議員	山本智 議員
	藤井俊一 議員	
大山崎町	山中一成 議員	岸孝雄 議員
	渋谷進 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 坂本伸治 総務課行財政係長

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(10名)

山本圭一	管理者(大山崎町長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
鈴木晃	監査委員
河野一武	事務局長
松井孝	次長兼情報啓発推進課長
稲生義之	会計管理者
山本昌一	総務課長
服部潤	施設業務課長
松井貢	埋立地管理課長

○議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程 2 | 会期の決定 | |
| 日程 3 | 管理者の諸報告 | |
| 日程 4 | 監査報告第1号 | 例月出納検査の結果報告について |
| | 監査報告第2号 | 随時監査(工事監査)の結果報告について |
| 日程 5 | 第 1号議案 | 乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について |
| 日程 6 | 第 2号議案 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程 7 | 第 3号議案 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程 8 | 第 4号議案 | 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程 9 | 第 5号議案 | 乙訓環境衛生組合職員の任用に関する条例の一部改正について |
| 日程 10 | 第 6号議案 | 乙訓環境衛生組合表彰条例の一部改正について |
| 日程 11 | 第 7号議案 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程 12 | 第 8号議案 | 平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程 13 | 第 9号議案 | 平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について |

○会議録署名議員

向日市 近藤宏和議員
大山崎町 山中一成議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時58分

○藤井俊一議長 皆さん、おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成28年第1回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、近藤宏和議員、山中一成議員の両議員を指名いたします。

○

○藤井俊一議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○藤井俊一議長 日程 3、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 皆さん、おはようございます。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成 28 年第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集賜り、誠にありがたく、厚くお礼を申し上げます。

それでは、管理者諸報告をいたします。

はじめに、ごみ処理施設長寿命化事業についてであります。

2 カ年目となります本年度の事業につきましては、詳細設計を順次進めるとともに、1 号炉、2 号炉を中心に、炉本体及び耐火物等の整備を行い、1・2 号炉受変電設備、その他今年度に予定しております機器類の更新も順調に進捗いたしました。

年度末におきましては、平成 27 年度分の出来高検査を実施し、今年度事業が完了する見込みであります。

また、本事業に係る財源となります循環型社会形成推進交付金につきましては、本年度の交付対象事業に係る要望額 2 億 5,459 万 2,000 円に対して、当初より 2 億 2,154 万 8,000 円、率にして約 87% の決定通知を受けましたが、環境省へ積極的に要望活動を行った結果、平成 28 年 2 月 26 日に 3,304 万 4,000 円の追加内示を受け、これにより本年度の交付対象事業につきましては要望額どおりとなりました。

次に、ごみ処理施設運転管理委託についてであります。

ごみ処理施設運転管理委託につきましては、平成 28 年 1 月 20 日に契約を締結し、現在、運転員の机上教育及び運転管理業務の引き継ぎ等、4 月 1 日からの円滑な業務開始に向け準備を進めているところであります。

また、ごみ処理施設の運転管理の全部委託により、組合組織の一部の変更を行い、これまでの直営運転により培った技術や経験を伝承しながら、プラントメーカーの技術による運転管理を取り入れ、効率よく安全で安定した処理を行うこととしております。

以上、管理者からの諸報告とさせていただきます。

○藤井俊一議長 以上で管理者諸報告を終わります。

○
○藤井俊一議長 日程4、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告及び監査報告第2号、
随時監査(工事監査)の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

鈴木監査委員。

○鈴木 晃監査委員 それでは、最初に、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。
検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のと
おりであります。

次に、随時監査(工事監査)の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施いたしました。随時監
査は、総務課所管のごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る工事監査を、公益社団法人
大阪技術振興協会に技術師の派遣を得て実施いたしました。

監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでありま
す。

以上、例月出納検査及び随時監査(工事監査)の結果報告といたします。

○藤井俊一議長 以上で例月出納検査の結果報告及び随時監査(工事監査)の結果報告を終
わります。

○藤井俊一議長 日程5、第1号議案、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例の制定
について及び日程6、第2号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例の制定について、以上2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程5、第1号議案、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施
行条例の制定について及び日程6、第2号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

両条例は、平成26年6月13日に公布されました行政不服審査法が平成28年4月
1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するものであります。

それでは、両条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例についてであります。

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し
立ての制度についての一般法として、昭和37年に制定・施行され、その後50年以上
実質的な改正がなされていないところでありましたが、行政の公平性・透明性等に関す
る国民の意識が大きく変わり、関係制度の整備・改正も行われてきた中、行政不服審査
法につきましても、時代の変化を踏まえた見直しが求められ、公正性や利便性の向上等

を図る観点から、このたび全部改正が行われたところであります。

この条例は、行政不服審査法の改正に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、本組合に新たに設置する、乙訓環境衛生組合行政不服審査会の組織、運営に関する事項、そのほか必要な事項を規定するものであります。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本条例は、行政不服審査法の施行に伴い、規定の整備が必要となる関係条例の整備を行うものであります。

なお、両条例の施行期日に関しましては、行政不服審査法の施行期日と同日とし、平成28年4月1日と規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の内容につきまして、私からご説明申し上げます。

まず、第1号議案、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例の概要につきまして、説明申し上げます。

第1条、本条例の趣旨でございますが、行政不服審査法第43条第1項の規定により、地方公共団体の長が審査庁となる場合には、審査請求に係る採決の客観性、公平性を高めるため、第三者の立場から、審査庁である地方公共団体の長の判断の適否を審査する長の附属機関として、同法第81条第1項の規定による諮問機関の設置及び当該諮問機関への諮問が義務づけられたことから、本組合におきましても乙訓環境衛生組合行政不服審査会を設置することとし、当該審査会の組織及び運営、その他の項の施行について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条では、本条例で使用する用語の意義について規定し、第3条では、審査会の所管事項につきましては、行政不服審査法第43条第1項の規定による審査庁たる管理者の諮問に応じ、審査請求事件について調査審議を行い、管理者に対して答申を行う機関であることを規定するものでございます。

次に、4条では、当該審査会の組織につきましては、学識経験者の中から管理者が委嘱する5人以内の委員で組織することとし、第5条から第11条につきましては、審査会委員の委嘱、任期等や会長の設置、会議や庶務など、審査会の運営に関する事項について規定するものでございます。

次に、第12条では、審査請求の審議を行う審理員は、当該審議の過程において個人情報等に接する機会がありますが、審理員は原則当該審査請求の対象となる処分に関す

る手続に関与していない職員の中から指名することから、一般職の中から指名された審理員である場合には、地方公務員法第31条第1項による守秘義務が適用されることであります。審理員は、審理手続において高度な判断を必要とするものであり、外部の有識者を非常勤職員として任用した上で、審理員に指名する方法も考えられることから、このような場合を想定し、第5条第5項による審査会委員の守秘義務規定について、審理員についても準用することを規定するものでございます。

次に、第13条から18条では、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面等の交付を求める場合の交付の方法等及び当該交付に係る手数料について規定するものでございます。

次に、第19条では、行政不服審査会の委員または一般職以外の職員から指名された審理員の守秘義務の遵守を担保するため、罰則を科すことを規定するものでございます。

最後に、附則でありますが、本条例は行政不服審査法の施行に合わせて平成28年4月1日を施行日とし、ただし、審査会委員の委嘱に関し必要な準備行為は施行日前からすることができることを規定するものでございます。

また、第6条の規定による、会長が不在となる本条例施行後、最初の審査会または委員の任期満了後の最初の審査会につきましては、第7条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集することと規定しております。

続きまして、第2号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正では、審査請求及び異議申し立てが一元化されたこと等により、審査請求機関に係る規定を引用する条文の改正を行うものでございます。

次に、第2条、乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正及び第3条、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正では、情報公開及び個人情報保護に関する審査請求については、乙訓環境衛生組合情報公開条例第12条第1項及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問を義務づけていることから、行政不服審査法第43条第1項第1号及び第2号の規定により、行政不服審査会への諮問を適用せず、乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することとともに、審査請求人等に対し諮問した旨を通知することを規定するものでございます。

次に、第4条、乙訓環境衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、乙訓環境衛生組合行政不服審査会委員を特別職で非常勤の者とし、新たに別表へ追加するとともに、その報酬について、情報公開・個人情報保護審査会と同額の日額8,000円と規定するものでございます。

次に、第5条、乙訓環境衛生組合人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正では、行政不服審査法の改正により、不服申し立ての種類が審査請求に一元化された

ことに伴い字句の整備を行うものでございます。

最後に、本条例の施行日につきましても、行政不服審査法の施行に合わせ、平成28年4月1日といたしておるところでございます。

私からの説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 不服申し立てについての手続等を定めた、いわゆる不服申し立ての手順の明文化というふうに理解しているのですけれども、これまで、本組合としては、こういった不服申し立てのような案件というのは、あったのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今まで、ございません。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 そうしますと、制度化することによって、どうなるという、そのところの想定も、具体的には、以前と比べてできないというふうに思うのですが、イメージとしては、不服申立人になられる方々というのは、どういった方々だろうというふうに想定しておられますか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 行政処分に係ります異議があれば、そういう方は対象になるというふうに考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 本組合の場合、二市一町の住民さんとの、直接の行政処分だ何だというふうな場合というのは、あまり考えにくいのですけれども、具体的には、そしたら、現にされている業者さんとか、そういった方なんか対象になるというふうなイメージでよろしいわけですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現実、今あったということはないのですけれども、想定しておりますのが、本組合の行政財産の使用の許可の関係、そういったところ、また、今ご指摘いただくように、廃棄物の搬入停止等の関係について、この新たな条例が適用されるというふうに考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 といいますのは、後で当初予算に出てきますけれども、炉の運転の全部委託をすることになるわけですね。そうすると、受託された方から、何らかの事態で不服申し立てとかそういうことは起こり得るのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 あくまでも行政処分に対しての不服申し立てということになりますので、例えば組合が許可を下すとか、許可を下さないとか、そういったことに対しての不服ということになりますので、委託業者さんの中で何かがあったということに対しての不服というのは、ちょっと趣旨が違うように考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 行政不服審査法は、これまで異議申し立てと審査請求の2本立てだったのを、審査請求に一本化して、それに伴う手続を保障しようということで、私はいいことだなと思っております。

それで、質問に関しましては、2号議案の、関係条例の整備に関する条例の制定についてなのですが、まず順番に確認したいのですが、具体例として、第2条の情報公開条例の一部改正について質問します。

3条についても関連するのですが、これで、審理員による審議手続に関する規定の適用除外と書いてございますので、これは情報公開の審査請求に関しては、審理員制度はとらないということですね。だから、審理員というのは設けないと。

次に、これまで、前例がないとおっしゃっておられたのですが、今までの現行の制度と、いわゆる情報公開請求についての不服審査請求をした場合、これまでの手続とどのように変わるのか、わかりやすくご説明いただけるでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の行政不服審査条例に伴う不服の審理員の関係でございますが、地方自治法の関係で、地方自治体が設置する議会、また教育委員会、選挙管理委員会、自治委員会、また公平委員会等につきましては、一定今回のこの行政不服審査法の適用にはなっておらないという部分がございます。

また、情報公開の関係につきましても、別途、今回の条例以外に、情報公開の中でも審査会を設けておりますので、そちらの方に申し立てをいただくということでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 質問がまずかったかもわかりません。もう少し具体的に質問いたします。

情報公開請求をして、その不服の場合、今回審査請求をするとしたときに、手続保障の関係ですが、向日市でも長岡京市でも同じように条例改正されていると思うのですが、向日市の改正された条例と、この乙環の条例を比べましたら、大分違うところがあるのです。

長岡京市さんの条例に合わされたと聞きましたので、どこが違うのかといいますと、向日市の場合は、第2条で、救済手続、これが、改正案では12条で、審査会に諮問しなければならないと、その後、前項の規定による諮問は、ちょっと読みます、行政不服審査法第9条第3項において読みかえて適用する、同法第29条第2項の弁明書、反

論書、意見書の写しを添えてしなければならないと。

つまり、処分庁の弁明書と請求人の反論書。それを添えて諮問せなあかんという項目が書いてあるのですが、また、もう一つありまして、意見の陳述、審査会は意見陳述の機会を保障せなあかんということも、向日市の場合は書いてあるのです。これは行政不服審査法の趣旨に沿ったものなのですが、今回、長岡京市さんのにも、この乙環の情報公開条例の改正案にも、そういう手続保障が明記されてないのです。これはどういうことを意味するのかなということ、ご説明をお願いしたいのですが。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、ご指摘いただくように、向日市さんの条例の関係と、また本組合の条例の、ちょっと条文が異なるというご指摘でございますけれども、本組合といたしましても、あくまでも行政不服審査法の趣旨に基づいて条例の整備をさせていただいているというところでございますので、ご理解をお願いしたいと考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ちょっと、私その辺が不審だったので、向日市の法務関係の担当者に質問しましたら、こういう条項は、向日市としては要ると考えておりますということだったので。

何で長岡京市はないのでしょうかと言ったら、それは長岡京市さんに聞いてもらわんとわからんということで、今朝、長岡京市さんに連絡が取れたので聞いたのです。そして、どういふことをおっしゃるかといいますと、長岡京市の場合は、情報公開審査法に関しては、情報公開審査会・個人情報保護審査会条例というのが別個にあって、さらに、その情報公開審査会、個人情報保護審査会の運営に関する要綱というのがあると。その運営に関する要綱で、今言ったような手続保障を既に現行において保障しています。だから、あえて今回の条例改正にそういうことを書き込まなくても、従来から保障されているというご説明だったので。

乙環の場合、これは、そういうような同等の手続保障が現在においてもされているのかどうかということなのですけれども。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 本組合におきましても、ただいまご指摘いただきますように、乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に関する条例というのを規定してございます。その中で、審査、手続という第5条を設けさせていただく中で、審査会に行く審議手続につきましては公表しないという部分と、審査会は審査を行うべき必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明また意見を聞くことができるという規定を設けるという形で今させていただいているというところでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 じゃあ、私、最初に質問しましたがけれども、そういうことについては、要綱ですか、要綱に書いてあるのですか。

- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 要綱ではございませんでして、内部で整理をさせていただいているというところがございます。
- 藤井俊一議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 それは、要綱で定めてあるのですか、何でそういう手続が定めてあるのでしょうか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 先ほど申し上げましたとおり、審査会の行う審議手続は公表しないという規定を設けておりますので、内部の方で整理させていただくというところがございます。
- 藤井俊一議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 公表しないという手続ではなくて、弁明書とか反論書、意見書の提出、それを添えて審査会に諮問することという手続保障と、請求人の意見陳述の機会を与えるという手続保障が、今どういう形で保障されているのかということをお伺いしているのです。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 法律に基づいて手続をさせていただいているというところがございます。
- 藤井俊一議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 じゃあ、乙環の規則、要綱等では、特にそういう規定はないわけですか。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 条例及び規則についてはございません。そういう整理はございません。
- 藤井俊一議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 そうしますと、やはりちょっと問題だと思うのです。行政不服審査法においては、そういう手続保障をしなければならないとなっております。ただし、個別法で規定する場合は、行政不服審査法の適用除外ということになりますので、情報公開条例におきましても、行政不服審査法と同等の手続保障を、やっぱりしなければならないだろうと。
- 向日市は、条例で今回定めました。長岡京市は、既に運営要綱でそういう保障がされていると。乙環は、既にそういう要綱なり何なりで定めがあるのだったらいいのですが、なしに、今回こういうことでれば、そういう保障がされないの、具合悪いのと違うかなと思うのですけど。
- 藤井俊一議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 本組合につきましては、先ほど申し上げました、情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の中で、一定審査手続についての内容については整理をさせ

ていただいております。

ただ、こういった形で審査請求をするかという内容につきましては、法律に基づいた形で審査請求をしていただくという形で整理をさせていただきます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 しつこいようですが、確認します。弁明書と反論書の提出、それを審査会に諮問するという手続が書かれているのかどうか、それから、請求人の意見陳述の機会保障ということが、そこに書かれているのかどうか、その2点をお願いします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘の内容については、記載はしておりません。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 だったら、やはりそういうことを保障するべきではないかと、私は思います。

○藤井俊一議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今、申し上げましたように、そういう手続保障をやはりしていただかないと具合悪いと思うのです。

だから、これ、条例改正、4月からしないと、やはり、しないということは、私、具合悪いと思うのです。だから、これに反対ということ、ちょっと迷うのですが、ただ次の機会にでも、こういうことを、そういうことの手続保障をした条文を加えるなり、そういう運営要綱を作成していただくなり、そういう条件が付されないならば、私は反対いたします。

○藤井俊一議長 ほかに討論ございせんか。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 本案件は、先ほど言いましたように、2014年に決まった不服申し立て制度の上位法に基づいて、本組合としても初めて、不服申し立てについての明文的な仕組みを定めるということ、条例になるということだと理解しております。

先ほど、ほかの議員さんからもありましたけれども、この間、二市一町でも同様の条例が提案されております。共産党の対応としましては、それぞれの市町の歴史的な経緯なんかもありますので、対応が市町で異なっております。その上で、この条例をどうするかというのを考えていきたいと思っております。

まず、上位法である不服審査法、これは国会では共産党は反対しております。手続の迅速化というのが基本的な目的として提案されたわけですが、この場合の迅速化というのは、国にとっての迅速化で、不服申し立てをする国民の側から見たら、いわゆ

る権利保障あるいは不当な行政処分に対する救済制度として見た場合に、一定の改善はされたけれども、審理員や行政不服審査会における公平性を担保、どうするのかとか、審査庁から独立して審査に当たるための具体的な手続なんかははっきりしていないということで、さらには、再審査において、従前の制度に比べますと、簡素化の名のもとに救済手続が制限された、確か4項ほど制限されたと思います、なくなったと思います。その救済の仕組みが後退しかねないという重大な問題も含んでおります。

そういうことで、国会では反対したわけですが、そこで、本組合の話に戻りまして、先ほど言いましたように、これまで、こういった不服申し立ての際に、申し立てされる方に対する明文的な仕組みがなかった、それが今回初めてできたという点では、非常に大きなメリットがあるというふうに評価しておりますが、他方、やはり条例案の文言で、上位法に含まれる、我々が指摘しましたさまざまな問題点が解消されて、当然上位法に従っていますから、言えないということで、その問題点も引き継がれているということは、懸念点として上げられます。

したがって、今回は、実際の行政不服申し立ての際には、公平性が十分に保たれるように運用していただくということを強く要望して、賛成としたいのですが、最後に、もう皆さん当たり前のことだと、御存じだということ承知の上で申し上げておきたいのが、本件は、申立人の権利や利益の救済に係る条例でございます。こうした救済制度においては、迅速に行うということが、もろ刃の剣になって、いい面と悪い面がありますので、救済を求める不服申立人への不当な結論を出さないように、慎重には慎重を期した運営を行っていただくことを、重ねて申し述べておきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

まず、第1号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、第1号議案、乙訓環境衛生組合行政不服審査法施行条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に、第2号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、第2号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程7、第3号議案、地方公務員法及び地方特別行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程7、第3号議案、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、平成26年5月14日に公布されました、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の規定により改正がされました地方公務員法が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するものであります。

それでは、各条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条の、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正では、地方公務員法第25条第3項において、給与に関する事項のうち、条例で規定するものと規定されている事項について、同条同項第2号で、新たに、等級別基準職務表が追加されたことから、本組合におきましては、これまで規則で規定しておりました級別標準職務表について、今回、新たに条例で規定するものであります。

次に、第2条の、乙訓環境衛生組合旅費条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴い、法の規定を引用する条項の修正を行うとともに、現行条例において使用されていない用語の定義を削るものであります。

次に、第3条の乙訓環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び第4条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、第2条と同様に、地方公務員法の改正に伴い、法の規定を引用する条項の修正を行うものであります。

次に、第5条の、乙訓環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、地方公務員法第58条の2に基づく報告事項の項目について、同法第23条の2第1項により、地方公務員においても平成28年4月から新たに導入が義務づけられました人事評価制度等に関する項目を新たに追加するものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日からの施行といたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がりましたが、本件について質疑を行います。
山田議員。

○山田千枝子議員 今、説明がありました、第5条の、新たに職員の人事評価の状況というのが2番目に、項目に入っているのですけれども、この人事評価はどういう形でされていくのか、お伺いいたします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 新たに、この4月1日から人事評価制度が導入されます。今のところ、うちの方で考えているのは、能力評価と業務評価を考えておまして、評価するに当たっては、みんながわかるように、評価できるように、これから進めてまいりたいと思います。

28年度においては、これに関する委託をし、教授をいただいて、1年間かけて人事評価制度を、構築していこう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 みんながわかるようにということは、透明性ということをおっしゃったと思うのです。1年かけるということなのですが、その透明性の担保、その辺はどのような形でやられるのかということを知っているのですけど。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 人事評価制度のことについては、委託業者を含めて、評価させていただきたいということと、目標に向かって評価し透明性を図っていこうと思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 なかなか、人が人を評価したりするというのは、ものすごく難しいものだと思うのです。実際には、そういう委託業者に依頼してやっていくということなのではないでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 はい、そのとおりでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 それは、委託業者というのはそういうシステム、何か、ソフトか何か作りながら、そこの、一般的にいろんな基準みたいなものをつくって、そこに皆さん全員が同じようなものに、1年間かけて、それを一人ずつが書いていく、チェックしていく、そういうことなのではないでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 そのように努力して、業者と折衝しながら、間違いのところを正しながら進めていこうと思います。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、管理者とか、管理者責任とかいうか、やはり業者に丸投げで、そういう人事評価するのは、やはり日ごろの、自分が書いたら、書くだけで、そういうふうなものが決まっていくということって、何かもう一つ納得ができないですよ。その辺が、人事評価制度をつくるに当たって、誰がトップになって、どのメンバーで、そのことを、業務委託すると、その業務委託結果をどう見ていくのか、そういうふうなことを4月から考えておられるのかということを知っているのですけど。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 後ほど、当初予算の中でも出てまいりますけれども、今の人事評価の関係については、28年度から委託業務として実施していく予定にしております。

その委託業務の内容でございますけれども、4月から制度が始まりまして、その制度の構築をまずさせていただき、その制度の中で、また管理職の研修も十分させていただいて、また、他の団体さんの状況等も踏まえる中で、先ほどご指摘いただいたとおり、

透明性のある、不利益の出ないような審査判断ができるような制度をまずつくらせていただき、今後、29年度以降にその実際の評価の方を導入していきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、今までとどう違うのですか。今までの人事評価というか、こういうきちっと、2番目の改正案が出ない、現行のときはどんな形でされていたのかお伺いします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現在までは、人事評価と言いますか、勤務成績の評定というような表現の中でやらせていただいているという部分がございますけれども、ただ、本組合につきましても、事務の仕事をしている職員、また、現場の方で従事している職員、どうしてもその仕事の内容が異なる部分がたくさんございます。

また、民間の事業者さんのように、例えば営業成績がどうこうというようなことも、今、本組合ではございません。そうすることから、一定の、相対的な評価、評価といえますか、なかなか勤務状況というか、勤務の実態を十分把握させていただきながら、一定の評価をさせていただいてきたというのが、今まででございます。今後につきましては、一定のこういう評価基準というのができますので、それに基づいた公平・公正な判断ができるような制度構築に努めてまいりたいと考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 具体的に、管理職にある方が職員さんを一方的に評価するという仕組みなのでしょうか。職員さんからの自己点検とか、そういったものも踏まえたという形になるのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、他の団体さんの状況等聞いておりますと、まずはそれぞれご本人さんの方から目標を立てていただく、その目標に対してご自身の中で自己評価をしていただく、その評価をもって、管理職がその評価内容、またその管理職の目を見た状況等を総合的に勘案する中で最終評価をさせていただくというところでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 その評価の作業そのものも、外部委託するということですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 評価については、組合の方の職員でやらせていきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わります。

まず、反対討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 特に人事評価のところ、非常に、やっぱり、これは透明性と言っても、なかなか人を評価することは非常に難しいというふうに思うのです。とりわけ、この乙訓環境衛生組合は、組合もありませんので、本当に一人一人の声がなかなか出にくい、やはり自分たちの評価というの、なかなか、皆さん物差しも違いますし、そういう点もあるし、それと、やはり人事評価がどんどん進んでいくと、本当に生活していける賃金とか、給与にも影響しますので、やはり賃金にも影響していくというので、やっぱり一定面生活保障を本当にしていくことが大事だし、人が人を評価していくという、そういうものでなくて、きちっと生活保障していくという、そういうこととか、非常に問題がたくさんあるかなと思うのです。

市役所でしたら組合がちゃんと、団体で相談しながら、団体交渉しながらという、そういう意見を集約して出せるということもありますけれど、ここはそういうものがないので、そういう点についても、非常に心配だというふうに思いますので、この点について、人事評価制度の導入については賛成できるものでないの、反対いたします。

○藤井俊一議長 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第3号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、第3号議案、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程8、第4号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程8、第4議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月6日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間事業所における賃金引き上げを図る動きを反映した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることとなり、昨年に引き続き、月例給を引き上げるものなどでありました。

これを受けまして、政府は人事院勧告どおり実施することで、12月4日に閣議決定がなされ、給与関連法が本年1月20日に成立し、同年1月26日に公布されたところでもあります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第3項に規定さ

れる均衡の原則にのっとり、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条の改正は、住居手当について、借家等に居住する場合の支給上限を、3年間で月額2万7,000円から3万円に引き上げる改定を行うものであります。また、勤勉手当につきましては、12月期支給割合を0.1月分引き上げ、現行の0.75月分から0.85月分とし、平成27年度の期末勤勉手当の年間支給割合を4.2月分に引き上げ、再任用職員についても同様に引き上げるものであります。

次に、第2条では、平成28年度以降の期末勤勉手当支給割合のうち、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率4.2月分について変更はなく、再任用職員においても、一般職員と同様に6月期と12月期の配分を変更するものであります。

また、平成26年度の人事院により勧告されました給与制度の総合的見直しにつきましては、本組合においても取り組むこととし、世代間の給与配分を見直すため、給料月額について、別表のとおり改定を行うものであります。

次に、条例施行期日であります。第1条につきましては公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することといたしております。ただし、勤勉手当の規定につきましては、12月1日から適用することといたしております。

また、第2条につきましては、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 人事院勧告が昨年夏に出たということでは、承知しているのですけれども、乙環議会の給与制度の見直しという別表が出されておりますけれども、この別表で、乙環の給与が、40人ぐらいの方がいらっしゃるのですけれども、こういった見直しになっていくのか、お伺いいたします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今回の給料表の改定については、民間企業等を考慮して表ができておりまして、若年層については分厚く、高年齢層の方については反対に減額になっているような次第でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 若年層と申しますと、具体的にどれぐらいの年齢の方、それから高年齢層、20代から50代、60までいらっしゃると思うのですけれども、段階別というか、

年齢別で言いますとどういう形になるのでしょうか、もう少し詳しく教えてください。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 35歳ぐらいから下は分厚くなっておるのですけれども、特に高年齢層、55歳以上の高年齢層の方は下がっているという感じになっています。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、36から54ぐらいまでの方はどんな感じになるのかということと、それから、高年齢層の55歳以上の方が非常に下がるということで、下がる、年間の合計、賃金、どれぐらい下がるのか、わかりましたら教えてください。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、本組合の職員、再任用職員を除きまして36名おります。その中で、今回プラス改定になる若年層については8名おります。逆にマイナス改定になる職員については26名いるという状況でございます。

それと、一番下げ幅の大きい部分については、最大で1万500円月額マイナスになっているところでございます。逆に最大のプラス改定分については、月額で5,200円のプラス改定になっているところでございます。その平均をとらせていただきますと、マイナス0.23%のマイナス改定と、平均額として762円の改定になっているところでございます。

ですので、最大でいきますと、月で1万500円の下げになりますので、その12カ月分、それと期末勤勉手当というような形でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 非常に、金額、55歳以上の方は大きいなど、1万円超えると、非常に大きいと思うのですけれども、これは国どおりというか、府どおりというか、民間に合わせてるということなのですか、他市との関係とかではどうなのでしょう。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 本組合の今回の改正内容につきましては、京都府さん、また向日市さんに準じた形で改定させていただいているという内容でございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷進議員 今のお聞きしましたら、3つのランクになって、35歳以下と35歳から55歳までと、そして55歳以上という3段階になっていると思うのですけれども、35歳から55歳までというあたりの給与がどうなるのかというのは、非常に気になるところで、一番子育て等々でお金がかかったりする時期でもありますので、その辺がどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今言われたとおり、子育て世代がその部分に当たるかなと、一番お金の要る時期とは思いますが、やはり民間との整合というか、今回の改正になったということでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 ちょっと尋ね方を変えます。要するに、給与が上がる、下がる、この分水嶺というのは何歳になるわけですか。どこで上がる下がる、どの年齢で上がる下がるが分かれるというふうに考えるわけですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 年齢層でご説明させていただきますと、55歳から60歳までがマイナスの1.2%の改定になります。50歳から54歳、こちらの方がマイナスの0.6%の改定でございます。45歳から49歳、こちらが0.4%のマイナス改定、次に、35歳から39歳については0.3%のマイナス、逆に30歳から34歳については0.9%のプラスになっていると。

逆に25歳から29歳についても2.3%のプラスという形になりますので、大体35歳を基点といたしまして、そこから高年齢層にいくほど下げ幅が大きくなっていく、逆に35歳から年齢層が若くなっていくについては、逆に上がり幅が大きくなっていくというような内容でございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 この給与表の改定なのですが、向日市、長岡京市二市一町と合わせてというお話だったので、少なくとも向日市で給与表の改定、この間出てきてないので、何か、向日市が遅れて、時期的に、乙環の方が早まっているということで、私、全然認識がないので、ちょっと確認させていただきたいのですが。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 向日市さんの方の今回の給与の関係につきましては、追加議案で提出されておられるというふうに聞いております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 それは手当関係はありましたけど、給与表の改定はなかったのですよ。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、私どもの方で理解している内容では、追加の中でされてるというふうには考えているのですが、4月からは同じ給料表になるというふうな理解をしております。

○藤井俊一議長 安田副管理者。

○安田 守副管理者 向日市の話が出ておりますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、乙環ですけれども、乙環、もともと国準抛の給与表を使っておりました。国準抛の給与表を使っていましたけれども、国の総合見直しを行っていませんでした。そういった中で、今年の方につきましては、総合見直しを行わずに、期末手当の改正分だけ実施するというのが、まず基本の内容です。

その後、4月からは、向日市の給与表に準拠するという内容です。ちなみに向日市に

つきましては、人勧どおりに今年、期末手当は改正しました。そして4月からは、総合見直しをしております。総合見直しをした京都府の給与表にのっとってということになっております。

○藤井俊一議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 賛成というのか、ちょっと苦しいところなのですけれども、今まで30万だったら30万、収入があった方が、55歳以上は1万500円も、月、減るということについては、非常に大きな影響があるなど、収入には、いうのはあるのですけれども、一方、人事院勧告に基づいて引き上げられるということもありますので、賛成できない部分もありますけれども、人勧のそういう引き上げについて、賛成するというところで、ただ、やはり本当にこういうちょっと厳しい今の国の方の形というのは、若い人を手厚くするというのは、非常にそれは大事なことではあるとは思いますが、やっぱり子育て世代とか、非常に生活が一番大変な状況のときに、マイナス、もう35歳以上は全部マイナスになってくるということには、非常にやっぱりこの給与の見直しの問題では問題があるなどということを、強く、これは指摘して賛成させていただきたいと思えます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 人事院勧告どおりということであるならば、反対する根拠はないのですけれども、ただ、ちょっと金額を聞きまして、事前にちょっとお伺いしましたとき、平均マイナス0.23%、762円のマイナスですというお話を聞いたのですが、今お伺いしましたら、最大で月1万500円も減る方がいらっしゃる、そういうのを聞いて、ちょっとびっくりいたしまして、これは、聞いて動揺したのですけれども、ただ、手当の関係でプラスになる項目等ございますので、給与表の改定については、ちょっと抵抗はありますけれども、人勧どおりということであるならば賛成はさせていただきたいなと思えます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第4号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第4号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程9、第5号議案、乙訓環境衛生組合職員の任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程9、第5号議案、乙訓環境衛生組合職員の任用に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、臨時的任用を行うことができる場合として、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による臨時的任用のほか、繁忙期等において適正な事務処理確保が行えるよう整備を行うものであります。

改正内容といたしましては、第3条第4号として、季節的または突発的に集中的事務処理を必要とし、期限内に処理することができないと認められる場合、第5号として、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による臨時的任用の場合をそれぞれ追加する改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日といたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。山田議員。

○山田千枝子議員 臨時的任用を行うことができる場合ということで、これまでこういう臨時的任用されたのかということと、それから育児休業等に関する法律の5項目、ここは何か、今、これからも、そういう若い方、男性の方も育休が取れますので、あれなのですけれども、これまで取られたことがあるのかということをお伺いいたします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今まではございません。育児休業はありますけれども、臨時的な職員の雇用の部分はありません。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、育児休業を取られた、どのぐらい、1年間取られたか、ちょっとそこら辺、お聞きしたいのですけれども、そのときは臨時的任用されなかったと、どういう対応されていたのか、お伺いいたします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 残っている職員で対応させていただいております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 何とかそれはできたという、みんなでカバーし合ったということで、

残業とか、そういうことがあったかなと思うのですが、育児休暇を取られたときの、そのカバーをしていくときに、やはり残業なんかでカバーされてたということが、超過勤務ですね、超過勤務でカバーされているということがあるのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 超過勤務を前提に考えておりませんので、できる限り皆さんにカバーしていただいて、その職務を全うしているという状況でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今、臨時的任用を行うことができるということで、仕事が忙しくなったりということであると思うのですが、今、超過勤務の状況はどういうふうになっているのでしょうか、この間の、この1年間、まだ3月ありますけれど、26年度とか27年度の超過勤務状況はどうなののでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 その年で情報は今持ち合わせてないのですが、年々効率よく仕事をされる方が多くなってきましたので、あまり超過勤務が増減するというのはございません。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 大体お一人何時間、本当に人数少ない中で、非常に頑張っていると思うのです。仕事も集中したり、例えばこういう議会もありますし、議会の事務局という形もありますし、本当に一人一人の仕事の密度は高いなというふうに、私はそういうふうに思っているのですが、じゃあ1人1カ月、大体超過勤務、何時間ぐらいになるのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 超過勤務の関係、実績については、今ちょっと手持ちがないので申しわけないのですが、予算の考え方といたしまして、超過勤務に係る予算は、当初予算の中で計上させていただいております。1人当たり、大体、月で10時間程度という予算配分をしておりますので、あとは超過勤務につきましても、本人が勝手に残るということではなく、まずはその所属長に申し入れをして、所属長が必要であると認めるときに限って残っていただくということで、今、十分、課長が申し上げたとおりに、超過勤務がたくさんにならないようにという配分は十分させていただいているところでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷進議員 季節的あるいは突発的な事態に対する臨時の任用ということなのですが、具体的にどういうことを想定しておられるのか、例えば災害時などでは、もう既に第1項で規定されていますよね。そうすると、それ以外に具体的にどのような、ちょっとイメージがつかめなかったもので、教えていただけませんか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 ごみの搬入の関係で、搬入量の多いときなど受入事務の事務量が多いようなときに、対応も可能かなと思っております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 それ以外の、季節的に、当然ごみは年度末とか、学期末とか、その辺で当然変動があります。それはよくわかるのですが、突発的に集中的事務処理が云々というのは、これがわからない。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今想定しておりますのが、繁忙期の関係で、例えば当初予算の作成時期に緊急的に事務が集中する時期というときに、もしそういう欠員ができる場合について、お手伝いをいただくというようなことを、今考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今のに関連してなのですけど、これまでずっと、何十年間、そういう繁忙期というのは、もう経験済みで、されてきて、非常にそのときこそ、超勤、管理職の方は本当にそういう超過勤務手当はなかなかつかないの、相当な時間を費やしておられるんじゃないかなというふうに思っていたのですが、今回、あえて、繁忙期の、予算のときとか、そういうのは、これからもずっとあり得ることなので、別に、それは仕事の中、突発的じゃなくて、季節的でもなくて、年間の一つの流れだと思うのです。

そういうふうに考えると、それもこなせるような乙環の職員さんの人数を配置するのが普通ではないのかなというふうに思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現在、前回も申し上げましたけれども、集中改革プランという計画を組合としてはつくっています。その中で、目標としては平成35年度には職員数を30名にするという、今現在の計画を持って、今、それに向けての途中段階であるというところでございます。

ただいまご指摘いただいたとおり、そういう繁忙期に臨時的に雇うのではなく、職員を増やしたらどうかというようなご指摘だと理解しておりますけれども、どうしても今現段階におきましては、集中改革プランを目指して整備をしていくということで、今進めさせていただいているところでございます。

また、ただいまのご指摘の内容も含めて、また組合の定員管理計画等の見直しも含めて、今の実態に即した形で、十分整理をしていきたいというふうには考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 余りにも大変で、過労死とか、そういうことになられたら、本当に困りますけれども、実際には、この期間だけ季節的に1カ月来てもらうとか、その人に教えるだけでも結構時間がかかると思うのです。そこにまた手がかかるということなんかもありますので、やはり実際のこの乙環議会の職員として、しっかりとした後継者をつ

くっていくという、そういう立場で職員養成していくということの方が、非常に大事じゃないかなと。

単純なことでやっていただくということではある、1カ月、2カ月アルバイト的に来てもらうことも、それは必要な、向日市でもそういうような方はいらっしゃいますけど、とりわけ、集中改革プランがありきではなくて、やっぱり必要な、今本当に仕事がいろいろと多様化してきていますので、乙環組合に対するいろんな仕事も、非常に多く、これからたくさん出てくるというのも、私たちだけでも、考えても想定できますので、今、集中改革プランの中で、乙環の組合でも、今、心の関係でお休みされている方も出てるとか、そういったことも聞いておりますので、もう少し集中改革プランの見直しというのか、そういうことが必要ではないかなと思うのですが、管理者にお伺いします、この点、どうなのでしょう。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 集中改革プランの見直しに関しましては、構成市町の状況等もありまして、財政的な面も含めて、集中改革プランはこのまま引き続き断行していきたいというふうな思いはしております。

ただ、今回のこの条例に関しましては、繁忙期もそうですし、突発性なときということもあります。先ほどから議員からご指摘ありますように、職員一人一人がハードワークにならないような形で職員の管理体制を敷いているものの、やはり突発的なことがあったときとか、その辺の想定を踏まえて、今回、この条例を制定させていただきたいなというふうに思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 どう考えても、今までの現行でほとんどいけるのじゃないか、突発的な事故がある場合とか、緊急に、もう本当に現場でやらなければならないことがある場合は、人を確保して、早急に手続するとかいうことは考えられるので、現行のことはすごく考えられるし、育休の点については、必要なのかなと、それも思いますけど、でも、本来なら育休というのは、1年、10カ月後のことですし、大体わかるので、もし大変ですけれども超勤とか、そういうことで済ませていけることもあるのかなと、思っているし、それよりもやっぱり人員を、一定、少しのゆとりはなかったら、本当にいろんな仕事が出てくるので、やはり現行を変えなくても、新たに突発的なものは、今まで何もなかったということですし、そんなに必要ではないのではないかなというふうに思うのですけれど、同じことの繰り返しを質問しているのですけれど、どうなのでしょう、その点についてもう一度お伺いします。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 育児休暇は育児休暇で、しっかりと取っていただきたいものですが、突発性といいますか、27年度も含めまして、職員配置にすごく負担がかかっている課とかもございました。年度途中で異動ということも、配置変えということもさせ

ていただいたのですが、大変職員にハードワークをさせないようなために、確かに少ない中でやってますので、その中で配置をするのにすごく厳しい状況が確かにあったときがありました。

でも、その中で、今回、28年度から委託の方も全部委託しますので、そういう面では、人力的なゆとりができるのかなというふうに期待しておりますので、そういう面では人力的なゆとりはできるものの、やはり突発性とか考えたときに、こちらの条例を制定させていただいて対応できればなというふうに考えている次第であります。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 今、現時点での長期にお休みの方を除いた、実際に実働されている職員の数というのは、今、何名になっておりますか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 職員全員で、再任用入れまして39名で、3名休職状態でございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 正規の職員さんの数でいうと、多分3名というのが正規の方だと思いますので、正規の職員さんで、実際に実働されている方の数というのは、今幾らになりますか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 再任用の方が今2名おられますので、36名です。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 35年には30名にしようという、その時点で、集中改革プランを決められた時点でそういう必要性を考えておられたと思うのですけれども、基本的に本組合というのは、非常に公共性の高い仕事をされておられます。それで、その公共性を担保するためには、どうしてもある程度の余裕を持った人員構成というのは、必要になると思うのです。

その辺は、営利性というか、収益性を追求する民間の企業とは全然性質が違ったものだと思いますし、実際問題、ここでごみが処理していただけなくなったりしたら、それこそもう二市一町の住民さんに丸ごと大きなご迷惑をかけるということにもなりますので、その辺での、かなり、多分、以前お聞きした限りでは、当初の人員削減の推移からすると、かなり急テンポで削減されたという話も聞いておりますので、その辺で、急激な削減というのは、どうしても残っておられる皆さんにいろいろ負担が急激に増えるということでもありますので、この際、やはり定員管理を、少し緩やかに見直すということも必要ではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう、どういうふうにお考えになりますか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいま議員ご指摘のとおり、集中改革プランで言います、28年

4月現在の計画職員数については44名の計画を持っておりました。しかしながら、この4月1日現在におきましては、新しく入ってくる新規採用職員を含めまして40名になっております。ということは、当初計画から比べると、今4名人数が減っているというのが実態でございます。

しかしながら、4月から、12月の議会でもご議論いただきましたとおり、ごみ処理施設の委託化という部分にも移行させていただくということもございまして、一定、今年度、28年度の運転状況、また職員の人事配置状況等、十分踏まえまして、また来年度以降、適正な人事配置をさせていただく、その中で、もし人数が足りないという部分が、もし想定することができるのであれば、定員管理計画の見直しも含めて、一定整備をしていきたいというふうに考えます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 再度確認したいのですが、今各議員から人間的なことでお話が出てくるのですけれども、乙環、この組合というのは極めて公共性の高い、止めることのできない組合で、この条例改正というのは、人間的な、その業務に関して、それを止めないための補完的な役割を果たす臨時職員を任用できる条例改正という認識でよろしいのですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 施設の運転につきましては、どうしても専門性がついて回りますので、実際運転をしていただくというわけではなく、実際組合で行っております事務事業のついでの停滞をなくすような形で配置をしていきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 全てに関してその業務を止めない、補完的な役割を果たすという認識でよろしいですね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ご指摘のとおりでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 関連して、今の季節的または突発的、集中的事務処理を必要とし、期限内に処理することができないと認められる場合ということで、じゃあ、この臨時的任用をする場合は、何カ月ぐらいを想定されているのか、2人要るなというときに、2カ月とか1カ月とか、私は、もうこれ短期間ではないかなと思うのですが、1年とか長い間とか、そんなに、1カ月ぐらい、2カ月ぐらい、ここまでしてね、再任用、臨時的任用をしてでも、そんなに止まらない、止めることができないような、そんな重大な事務処理のことに、一つにね、そんな大きな問題になるのかどうか、その点について伺います。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 期間については、大体6カ月を、最高月数に考えているような状況

です。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今、山中議員はおっしゃいましたけど、6カ月未満、そしてまたその人はもうやめていただくと、登録しておくのか、何人の方、それぞれ急に、募集も、1カ月、2カ月前に募集しておかないと、そんなんすぐに、とんとん来られる、こういう臨時的な任用で来られるというのが、そんな簡単に来られるのか、いろんな広報とかに書きながら募集したり、ネットなんかで募集されると思うのですが、やはりちょっと、その辺では乙環の公的なこういう大きなごみ処理という、そういう問題を、どうしても6カ月のその期間に、事務的な仕事を本当にしてもらわないと動かない、大変なことになるような、そういった重大事態の、そんな問題だったら困るのです、ある意味では。

もっと責任持って、よっぽどのときにしか、本当に人を、緊急に来てくれと言う、募集するような、そういったことだったらわかりますよ。でも、もうここに、そういうなので、こういうふうな6カ月ぐらいで、働いてもらうようなことで、それで済ます、それがなかったらとても大変なのだというような、そういった乙環組合では、非常に問題じゃないかなと思うのですが、管理者、どうですか。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 あくまでもこの条例が制定された後に、すぐに対応するかというと、そうではなくて、やはり本当に配置変え等も含めて、本当にやりくりをする中で、とか、季節的な支障が生じたときに、適応させていただこうかなというふうに思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 ですから、ちょっと聞きたいのは、そういう臨時的な任用の方が来れないと乙環が止まると、そういう重大な、そういう人なのかということ、私は聞いているのです。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 今まで特に本当に重大な、もう止まるような、動かないというようなことはなかったものの、この28年度からしっかりと全面委託をしながら、職員のゆとりもできてくるというふうに期待しておりますので、その面では、本当にこれ補完的な形での条例制定という形でご認識いただければというふうに思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 ですから、今までの、現行でも、もう何かあったときには来てもらうということで、それで十分だと私は思っているのですが。ですから、事務処理の影響というのは、そんなに大したことではないという、そういう認識でいいのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘でございますけれども、今、現行、任用条例の中で、3件ほどの条件を整備させていただいております。今回、新たに4点目、5点目を

追加させていただくということでございます。

ただいまご指摘のありましたとおり、育児休業の関係は、十分ご理解いただいているというふうには理解しておりますけれども、この4つ目の項目、臨時的、季節的という部分でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも半年を、地方自治法22条で規定されておりますとおり、6カ月を最大とする、最長で1年間という範囲の中で十分お願いしていきたい、ただ、今ご指摘いただきますとおり、この方が来ていただかなければ施設が止まってしまうというわけではなく、あくまでも今いる職員の負担を少しでも軽減することを前提とする中で、必要な任用をしていきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 もう申し上げましたけれども、これは集中改革プラン実行ありきで、そういうふうなことになっているのじゃないかなというのを危惧しております。やはり今までどおりのことで何とか対処していただきたいし、ただ、本当に、皆さん人数の少ない、40名足らずの、そういった中で、日々本当に公的なこの大事な仕事をいただいているのですから、人を増やしていく、減らしていくというのは、もうこれ以上は、私限界だと思っているのです。

やっぱり本当にこのごみ処理施設という大切な仕事にかかわっていただいている、そういう、この乙環組合が非常に役割を果たしているという位置づけをしながら、臨時的でなくて、しっかりとした正職の方、再任用の方と合わせてやっていただきたいと、そのことを申し上げまして、この点については反対いたします。

○藤井俊一議長 ほかに反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今、いろいろ、反対討論とか意見されて、私、理解できる部分というのは、臨時的、季節的、突発的に集中事務処理を必要とし、期限内に処理することができないと認める場合、まさにここに書かれてあるとおりに運用していただきたいと。臨時的という名目で、そういうものが恒常的、どんどん乱用される、そういうことが、それは絶対あってはならないことなので、そういう厳格な運用をしていただくことを前提として、こういう場合もあるだろうと思いますので賛成したいと思います。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第5号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数、よって、第5号議案、乙訓環境衛生組合職員の任用に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程10、第6号議案、乙訓環境衛生組合表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程10、第6号議案、乙訓環境衛生組合表彰条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、近年の社会情勢及び近隣団体の状況を鑑み、誠実勤勉に20年間または30年間勤務した職員を表彰する場合において、これまで表彰状の贈呈とあわせて行っておりました金品の贈呈を廃止するものであります。

改正内容といたしましては、第3条第2項において、金品の贈呈に関する規定を削るものであります。なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

山田議員。

○山田千枝子議員 今までの現状が、どんなふうな表彰条例、金品、その辺をお聞きしたいのと、それから他市の状況、今どんなふうになっているのか、お伺いします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 組合においては、20年、30年において表彰状とともに金品の方をお渡ししておる状況でございました。今回、これを、金品の方をやめさせていただきたいということで上程させていただいております。

他市並びに3組合ですけれども、金品の方については、ほとんどの団体において廃止されているような状況でございまして、今回、私ども組合においても廃止させていただきたいと思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 金品といいますと、金額的にはどれぐらいだったのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 20年表彰と30年表彰がございまして、20年表彰については

1万円相当分でございます。30年表彰については2万円相当分でございます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 私も民間に働いていましたし、何十年働いたら表彰等、少し金品いただいて、家族で喜んだりしてたのですけども、やはり励みというか、わずかでも、本当に20年、30年働くということは、非常に大変なことだったと思うのです。

そういう点について、表彰状の紙切れ1枚になってしまって、まことに、頑張っていた人に見てみたら、気の毒だなと、働いておられる職員さんには気の毒だなというふうに思いますけれども、世間の状況を見ますと、廃止ということですので、いたし方がないかなと思ひまして、賛成させていただきます。

○藤井俊一議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第6号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第6号議案、乙訓環境衛生組合表彰条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程11、第7号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程11、第7議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、労働者災害補償保険法の一部改正に伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、附則第8条第1項におきまして、本条例による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改正し、附則第8条第2項におきまして、第1項と同様に、休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正

する政令の施行日であります平成28年4月1日と規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第7号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第7号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○藤井俊一議長 日程12、第8号議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程12、第8議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に228万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ30億5,246万5,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

まず、2款使用料及び手数料、2項手数料では、事業系一般廃棄物並びに直接搬入量の増により225万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、7款諸収入、2項雑入では、余剰電力売却料で、発電電力量が増えたため、売却料において226万6,000円の増額となりましたが、再商品化適合物返還金収入におきましては、ペットボトルの落札単価が減となったため229万円の減額となり、合わせて2万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、歳出でございます。6ページをお開き願います。

2款総務費、1目一般管理費では、職員人件費におきまして、人事異動及び給与条例の一部改正に伴い、2節給料で137万7,000円の減額を、3節職員手当等で

41万円の増額を、4節共済費で13万6,000円の減額を、19節負担金、補助及び交付金で13万8,000円の減額により、合わせて124万1,000円を減額するものであります。

また、広報事業におきまして、広報紙印刷に係る契約差金として33万9,000円を減額し、庁舎管理事業におきまして、光熱水費に係る水道使用量の増により46万8,000円の増額、安全衛生、健康管理事業におきまして、健康診断委託料に係る契約差金として2万6,000円の減額、巡回健診負担金で、受診者数の減により3万9,000円減額となり、合わせて6万5,000円を減額するものであります。

電算システム管理事業では、例規データベースシステムに係る更新ページ数の減によりまして28万5,000円を減額するものであります。

一般管理事業では、印刷製本費に係る契約差金による3,000円の減額、職員採用試験委託に係る受験申込人数の減による9万5,000円の減額、機器使用料に係るコピーカウント数の減により3万7,000円の減額、庁用器具費に係る事務椅子等の契約差金による3万円の減額、負担金、補助及び交付金に係る講習負担金で9,000円の減額、合わせて17万4,000円を減額するものであります。

次に、5目基金費における基金積立事業では、財政調整基金積立金1,042万3,000円の積み立てを行い、財政調整基金平成27年度末現在高で7,614万1,160円となる見込みであります。

7ページをお開き願います。

3款衛生費、1目清掃総務費では、職員人件費におきまして、総務費と同様、人事異動及び給与条例の一部改正により、2節給料で29万6,000円を減額し、3節職員手当等で19万7,000円を増額し、4節共済費で3万円を減額し、19節負担金、補助及び交付金で2万3,000円を増額し、合わせて10万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、8ページをご覧くださいと思います。

2目ごみ処理費におきましては、ごみ処理施設運転管理事業では、13節委託料でクレーン年次点検委託料及び環境関係測定委託料の契約差金126万1,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金で、人事異動に伴う受講人数の減により5,000円の減額、合わせて126万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、3目し尿処理費では、し尿処理施設運転管理事業におきまして、13節委託料で環境関係の測定委託料及び槽内清掃委託料の契約差金、合わせて28万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、4目埋立地管理費では、埋立地管理事業におきまして、13節委託料で環境関係の測定委託料の契約差金50万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、5目リサイクルプラザ費では、リサイクルプラザ運転管理事業におきまして、13節委託料でクレーン年次点検委託料及び環境関係の測定委託料の契約差金、合わせ

て25万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、6目ストックヤード管理費では、ストックヤード施設運転管理事業におきまして、13節委託料でクレーン年次点検委託及び環境関係測定委託に係る契約差金で10万3,000円の減額、廃乾電池処理委託料におきまして、搬出回数が減ったことによる55万2,000円の減額、また、14節機器使用料及び賃借料では、資料作成に伴いコピーカウント数が増えたことにより1万2,000円の増額となり、合わせて64万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、9ページをご覧いただきたいと存じます。

4款事業費、1目ごみ処理施設改修事業費では、ごみ処理施設改修事業費及び附帯施設改修事業費におきまして、15節工事請負費に係る契約差金、合わせて334万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、2目埋立地処分事業費では、19節負担金、補助及び交付金において、フェニックスの事業費減額に伴い15万円の減額補正をお願いするものであります。

以上、平成27年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 歳出の6ページで、例規データベースのページ数を減らしたというご説明でしたけれども、これは規則か何かはなくなったとか、あるいは簡素化されたとか、そういうことで減ったのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 当初の予算の見込みより、今回、改正したのが、少なかったということでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 これに関しては、27年度の当初予算でどれだけの例規データベースのページになるはず、そういう意味では増やすということですよ。という想定だったけれども、その想定よりも少なかったという、そういう理解でよろしいわけですね。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 そのとおりでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 続いて、8ページですけれども、点検関係、環境測定関係が全部減りますよね。これはそれぞれ同じ会社に、委託先をお願いしているものなのですか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 環境関係測定委託については、施設、全般にわたりまして一括でやっております。今年度については、入札落札額が低かったということになって、残

額が出ている次第でございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 クレーン点検はクレーン点検で、環境測定は環境測定でという、それぞれ一つの委託先だという理解でよろしいわけですね。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 そのとおりでございます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 一つ心配なのは、確かに契約がこちらの想定よりも低く抑えられたというのは、それだけを見るといいことなのですけれども、何せことが点検に係ることですので、そののところはしっかりとした点検をしていただけないと、大きな事故が起こる可能性があるという、そのところの担保をどういうふうに考えておられるのかということと。

それと、環境関係はやはり本組合が対外的に、要するに汚染などが、出さないように、出てないということを確認するための、二市一町の住民さんに対する責任といいますか、安全を担保するという、そういう、その意味では重要な業務だと思うのですけれども、その辺も、大分下がったというのは、気になるところで、その辺の担保、どういうふうになさったのか、お聞きしたいのですけど。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、クレーンの年次点検委託について説明させていただきます。今回70万円という差金が出たわけですが、これにつきましては、御存じのとおりごみ処理施設長寿命化工事を実施しております、クレーン、たくさん台数があるのですけれども、その中の一番大きなごみクレーン、その1機につきましてはごみ処理施設長寿命化工事の影響で次年度にずれることになりましたので、1機分減っております。その差がここにあらわれてきているということです。

確かにクレーンは年次点検で、安全衛生法上と、クレーン規則できちっと決められますので、業者は、それにちゃんと適した業者さんが落札していただいています。それにちゃんと計量証明とか、そういう公的な証書もつけて、検査証を発行してもらっておりますので、そこら辺につきましては問題ないかと思っております。

あと、環境関係ですけれども、こちらにつきましても全施設で下がっているわけですが、とりわけ大きいのがごみ処理施設の方に入ってきております。こちらにつきましては、当初、フェニックスの方で、ダイオキシン問題関係云々で、排ガスの方でダイオキシンの測定回数を増やさなあかんというような状況もございまして、そこら辺を予算化して当初予算を組ませていただきました。

しかし、測定方法は正式な測定方法ではなく、簡易な測定方法でもよろしいよということになりまして、その検体分、4検体ですが、そこら辺が簡易測定、正規のダイオキシンでいくと数十万円かかるのですけれども、簡易測定になったら2万円、3万円とい

う金額になってきますので、そこら辺の単価差がここにあらわれてきていると思います。

あと、ほかの施設では、企業さんの努力かなと、大きくはごみ処理施設で測定方法の変更があったということが主な原因となっております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 そのクレーンの点検委託されているところというのは、クレーンのメーカーの関連会社か、こういったところなのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 クレーンのメーカーの関連会社ではなく、その他クレーン専門に扱ってられます会社で、数社で入札させていただいております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 念のためですけど、この点検の、要するに入札されたところというのは、毎年変わっていますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 前回、変わりました。少し高い目になっているのですけれども、26年度ですかね、今回はいつもお取りいただいているところが落札されていますので、この件に関しましては普段取られない業者さんが取られたということで、少し金額が上がっておりますので、今回につきましては、またちょっと下がるかなと思っております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 これも念のためなのですが、以前の、要するに、本組合の器械に慣れておられるところが、今年度は落札されたので、そういったことも含めて安心だというふうに理解したらいいということですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 うちのクレーンをずっと長年やっていただいて、熟知はされているということで理解されて結構だと思います。よその業者さんが落札されたとしても、そこら辺はしっかり技量を持っている業者さんを指名しておりますので、それは問題ないかなと思っております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 5ページの歳入の方で、ご質問したいのですが、2款使用料及び手数料、1目手数料、1節ごみ処理手数料で、この手数料収入が増えているのですが、これは排出量が増えたということによろしいのですかね。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 これは手数料収入に係ります一般廃棄物です、事業者さんの排出量は約208トン増えたということになっております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 この増えた排出量、これがどこから出るとか、そういう分析はされていますでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 全てではないのですけれども、新しく大型店さんがこの年度に入ってこられましたので、ほぼ、そこら辺、その業者さんの方からの排出量が増えていると、増になっているということでございます。

その他小さな事業者さんとか業者さんは、開店されているので、あれなのですが、主にそこら辺の2社が、大きなところでいくと増の要因かなと思っております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 今後の見通しは、どうですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今後の見通しにつきましては、資料的にはあまりないのですけれども、大体事業者さんが出しておられるのが約1万200トンぐらいですね、平成22年ぐらいで、今現在で1万トンぐらいです。ほぼ200トンぐらい減ってきております。

これはやっぱり市町さんを通じて、排出抑制とか減量化の周知をしてもらっている、私らの方につきましても、やっぱり搬入の段階で、一応承諾をするという形のときには、一応指導というのですかね、そこら辺もさせてもらっておりますので、若干ではありますが、減少傾向にはなってきておると判断しております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 そういう計画も踏まえて、今後、各市町との連携というのは、どのようなお考えを持っておられますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 組合と関係市町とでは、部会を通しまして密に連携をとりながら、そういうごみ問題に対しても、常時情報共有をしていくという形で会議を行っておりますので、そこら辺で発信して行って、情報共有を進めながら、ごみの減量化に向けて考えていきたいと思っております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 ありがとうございます。よろしく連携をとってやっていただきたいのですけれども、関連で、この下の7款諸収入の1目雑入、1節雑入の中で、再生化適合物返還金というのは、恐らくペットの買い取り価格が減ったことによる減額だと思うのですけれども、それについてちょっとお話をお願いします。

○藤井俊一議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 今回、減額補正させていただいたのですけれども、当初、平成27年度の単価の見込みが、過去3年間の平均値を用いまして5万5,180円で、大体落札できるのではないかなというふうに予想して予算計上させていただきました。ところが、ふたを開けてみると、平成27年度、毎年2回入札が行われるのですけれども、1回目の入札金額が3万4,770円、マイナス2万410円、2回目、下半期の

入札金額が4万4,850円、こちらもマイナス1万330円の減ということで、トータル的に今回229万円の減額補正ということで計上させていただきました。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 それを受けて、ちょっと話がそれてしまうのですが、今予算の方はどのような算式で予算を組まれたのでしょうか。

○藤井俊一議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 平成28年度の当初予算につきましては、従来、過去3年間の平均値を用いまして単価計上させていただいたのですが、価格の大幅な変動がございますので、28年度につきましては、今年度の最低価格であります3万4,770円で、今回、計上させていただいております。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 上の余剰電力売却料、これが226万円と増えてますね、この理由というのをお聞かせいただけますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 余剰電力売却料ですが、こちらにつきましては、当初予算のとき、936キロワットぐらいで1時間あたり出力するだろうと予測しておりましたが、実際には940から950という、時間当たりの発電量が増量でアップしたということになっております。

あと、運転日数が、発電する日数が6日増えたことによる増ということになっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 先ほどのクレーンの点検の委託料の関係なのですが、かなり金額が減っているのですが、今、入札も説明があつて、入札先が変わったということなのですが、平成26年度のときの入札の価格、それから27年度の入札の価格、そして今実際の価格というのを、もう一度お伺いいたします。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 平成26年度はトータルで127万4,400円です。27年度は86万4,000円でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 先ほど、お話あったように、40万ほど違うわけですね、入札が。入札が40万ほど違うわけですが、実際には、現在の27年のクレーンの点検委託先は、以前にやっておられて、26年は入札を申し込まれなかったのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 いや、入札は来ていただきましたが、三菱なのですが、そこが落札したということになっております。

ただ、1点申し忘れてたのですが、隔年ごとに大きな法定検査というのがござ

いまして、今年度はその大きな法定検査がなかったと、クレーン自体に2回受けること、毎年は年次点検あるのですけれども、2年に1回の大きな法定検査があるので、今回はその検査がなかったということで、減になっている一つの原因となっています。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、法定検査の分も含めて入札ということになって、また来年は120万ほど、これから入札があると思いますけど、金額的にはやはり、27年は安いけれども、28年は上がると、2年ごとに差があるという、そういう認識でいいのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 その認識で結構だと思います。ただ、その業者さんの入札時の努力とか、そこら辺は、我々加味できませんので、大体2年に1回の上がり下がりがあるって、繰り返していくというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 入札先によって大幅に変わったという、そういうことではないという認識でいいのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 それも一概には言えませんが、今回、この26年の120万は、違う業者さん、普段あまり取られない業者さんが取られたので、27年度につきましてはいつも取っていただいている業者さんをお願いしてやっていただいたのですけれども、そのときそのときによって、やはり業者さんの懐具合と言うと言い方が変ですけども、そこら辺もちょっとあると思うのです、事情が、仕事をたくさん持っておられるとか、手が足りないとか、行けないとか、仕事がありますよとかの感じも、総合的に含めたところで、私ら、入札した札に対して結果しかわからないので、事情はなかなか把握しかねますが、ただ、その2年に1回の増減というのはございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 先ほどの山中議員のところ、事業系が208トンほど増えたというふうにおっしゃったと思うのですけれども、今年度は1万トンの事業系、それで、家庭系が幾らで、事業系が、今年度、まだ、もう少しあるのですけれども、どういうふうな見込みになるのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 27年度の事業系のごみの総搬入見込み量ですけれども、1万329トンを見込んでおります。また、家庭系の関係でございまして、当初計画でいきますと約2万7,000トンを見込んでおるような状況でございまして。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 ですから、半分ではないですけど、3分の1強が事業系ということですね。

そしたら、この事業系に対して、この乙訓環境衛生組合は二市一町の負担とかそういうことで、かなりお金もかけてきてくださっているわけなのですが、事業系の3分の1のこういうごみ収集による、かなりの負担、組合の負担も大きいと思うのですが、これについて、前にも聞いているのですが、もっとどういう指導を強めていくのか、聞きますと、まだスーパーも、幾らか、長岡京市にもできるということも聞いておりますし、スーパーとか、そういう大型店ができたりすると、どうしても事業系が増えてくるのかなと思うのです。その点について、どういうふうに、そういう大型店に対して、乙環として、指導したり、いろいろな要請をしたり、そういったことされているのか、お伺いします。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 組合としましては、その個々の店舗にまで踏み込んで指導ということはなかなかできませんので、以前にも答弁させてもらったと思いますけども、二市一町さんを通じて啓発活動に取り組んでいってもらおうと、大手のスーパーとかでは、減量計画書の提出を求めるなりしておりますので、この辺でごみの増減、増となった場合の対処方法とかを、市町さんを通じて、主に市町さんがやられると思うんですけども、そこら辺は協力しながら、啓発活動ではないのですが、ごみの減量化に努めて、一定組合の方からも周知をしていきたいなどは思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 事業系に対して、協力というか、減量の、そういった呼びかけが、協力を本当にしてもらおうということが、非常に、炉の延命化にもつながりますし、この辺については、もう少し強化の仕方、指導の仕方、そういうのを今後検討していただきたいのです。

その点について、二市一町の管理者、副管理者での相談とか、そういうことはされているのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 さきの議会の方でもご答弁申し上げましたが、30年度を目途に、事業系の手数料の見直しもしてまいらないといけないというふうになっておりますので、事業系、家庭系含めて、減量計画をどのようにするのかというような形では、管理者、副管理者と、しっかりと相談しながら、今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 戻りますが、先ほど、管理者の説明によりますと、廃乾電池の処理委託料が55万2,000円ほど減っているのですが、これはどういう原因なのか、つかんでおられるのでしょうか。

○藤井俊一議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 当初、搬出見込み量につきましては3万5,640キログラ

ムを見込んでおったのですが、今年度の見込みの量が3万890キログラムという量になりましたので、その差額分の処理料金、運搬料金等含めまして55万2,000円の減額ということでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 その原因とか、何か、つかんでおられますか。なぜこの電池が減ったのかと、排出が、そういうのはまだ分析されてないですかね。

○藤井俊一議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 ここ3年、4年なのですけれども、大体3万キログラムぐらいの量で、うちの方に入ってきた量は計量しておりません。それで出している量が搬入量ということで解釈させていただいていますので、出した分だけが、今回3万キログラムとなったということでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、今後の見通しも、減ると、来年度の計画もそういうことになるのでしょうか。

○藤井俊一議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 来年度も3万キログラム程度の予算計上させていただいております。

○藤井俊一議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 事業系のごみについて、強く指導というか、乙環で動かなかつたら、市町と協力しながら動かないと、なかなか、本当に発信していかないと、そういうことになりませんので、今後、二市一町にまだスーパーが入るといのも聞いておりますので、その点について強く要望申し上げまして、賛成したいと思います。

○藤井俊一議長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第8号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第8号議案、平成27年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

それでは、議事の途中でありますが、午後1時まで休憩といたします。

休憩（午後0時08分）

再開（午後0時57分）

○藤井俊一議長 ご報告申し上げます。

岸 孝雄議員が、体調不良にて退席されておられますので、ご報告させていただきます。

○

○藤井俊一議長 それでは、休憩を閉じ、続会いたします。

日程13、第9号議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程13、第9議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

まず、我が国の経済につきましては、景気は一部弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いており、政府は、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとされております。

そうした中で、構成市町におきましては、基幹収入である市町税はわずかながら好転の兆しがあるものの、一般財源の増加は見込まれず、社会保障関係経費の増などによりまして、非常に厳しい財政状況となっております。

このような現下の極めて厳しい状況の中で、本組合の平成28年度予算編成に当たりましては、廃棄物の減量化・資源化等を踏まえた、ごみ減量施策の推進に向けて、事務事業の計画的かつ合理的な執行はもとより、長期的な安定した廃棄物の適正処理体制の確保と財政運営の健全化を図るべく、予算として編成いたしましたところであります。

平成28年度の当初予算規模といたしましては、総額29億8,783万7,000円で、前年度と比較して6,259万1,000円、2.1%の減となっております。

それでは、歳出の主なものからご説明申し上げます。

まず、総務費では、開かれた組合行政の推進を目的として、広報紙、啓発リーフレットの印刷・発行等の経費を、また、電算システム管理事業といたしまして、人事給与及び財務会計システムなどの借り上げ、保守経費を、並びに特別職、一般職の人件費等合わせて2億128万9,000円を計上いたしております。

衛生費では、廃棄物適正処理に必要な各処理施設の運転管理経費を、環境保全対策の一環である環境関係測定経費、また、ごみ処理施設におけるダイオキシン類の抑制

等を図る環境対策経費を、循環型社会形成を推進するための再生工房事業費を、また、これらの業務に携わる職員の人件費等を合わせ7億1,596万2,000円を計上いたしております。

事業費では、安全・安定した廃棄物処理が図れるよう、各処理施設の補修経費を、また、勝竜寺埋立地の延命化に向けた焼却残灰の場外搬出処理経費を、また、ごみ処理施設の長寿命化第Ⅱ期工事など、合わせまして18億4,871万5,000円を計上いたしております。

公債費では、元利償還金合わせまして2億1,567万6,000円を計上いたしております。

歳出最後の予備費では、400万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、市町分担金といたしまして13億3,729万5,000円を計上いたしております。なお、このうち1億4,520万1,000円が交付税措置されることを見込んでおります。

使用料及び手数料では、事業系一般廃棄物などのごみ処理手数料1億2,064万2,000円を計上いたしております。なお、新年度のごみ処理計画量は3万9,947トンを見込んでおり、前年度当初と比較いたしますと約323トン、0.8%の減となります。

国庫支出金では、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金に変更となり、交付金収入といたしまして3億8,188万8,000円を計上しております。

財産収入では、アルミ缶などの有価物売払代金等で2,171万円を計上いたしております。なお、有価物売却単価につきましては、今年度において大幅な下落をしており、需要拡大が見込まれないことから、前年度より減額するものであります。

繰入金では、市町分担金軽減策といたしまして、財政調整基金から2,000万円を繰り入れすることといたしております。

繰越金では、前年度から繰越金といたしまして200万円を計上し、諸収入では、再商品化適合物返還金及び余剰電力売却代金等で1,720万2,000円を計上いたしております。

組合債では、ごみ処理施設長寿命化事業に係ります一般廃棄物処理事業債、平成28年度分といたしまして10億8,710万円を計上しております。

次に、第2条、債務負担行為におきましては、平成29年度より導入いたします公会計制度導入に伴います資産台帳等の作成、整理を行い、システム構築に向けての経費を限度額578万9,000円とするものであります。

最後に、第3条、一時借入金におきましては、前年度と同様、借り入れの最高額を3,000万円とするものであります。

以上、平成28年度当初予算の概要とさせていただきます。よろしくご審議賜ります

ようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、この後、事務局長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、私から平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

平成28年度における当初予算規模は、歳入歳出総額それぞれ29億8,783万7,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと6,259万1,000円、2.1%減となるものでございます。

減となりました主な要因は、ごみ処理施設運転管理に係る委託経費及びごみ処理施設並びにリサイクルプラザに係る普通建設事業費は増加する内容となっておりますが、平成27年度末で3件の公債費償還が完了することによる減、また、施設の維持管理に必要となる維持補修費の減、さらには人件費の減によるものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

1ページをお開き願います。

1款議会費、1目議会費では、219万5,000円で、対前年度比31万7,000円、16.9%の増となっております。その主な要因は、議員視察研修が日帰りから一泊となることにより、旅費等の視察研修に係る経費が増となったものでございます。この目では、議員報酬、速記委託等の議会運営に係る経費を計上させていただいております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、1億9,470万6,000円で、対前年度比1,125万1,000円、5.5%の減となっております。減となりました主な要因は、定年退職等による人件費及び工事請負費などの減によるものでございます。

この目の内容といたしましては、特別職3名、一般職21名等に係る給料及び報酬に加え、期末勤勉手当や通勤手当などの職員手当等、さらには共済費、退職手当組合負担金を加えた職員人件費として1億5,862万3,000円を、組合広報紙印刷等の広報事業に289万7,000円を、庁舎に係る電気料金や各施設の建物災害共済保険料に加え、消防設備保守点検委託などの法令に基づく点検業務に、庁舎管理事業として1,178万2,000円を、健康診断、産業医作業環境調査委託等安全衛生、健康管理事業に325万5,000円を、人事給与システム保守、例規データベースの更新、財務会計、グループウェアの保守など、電算システム管理事業に629万2,000円を、管理者交際費、各種負担金、地域補償費など一般管理事業に944万2,000円を、情報公開、個人情報保護審査会及び審議会に係る委員報酬、環境マネジメントシステム管理審査手数料など、情報管理事業に241万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

14ページをお開き願います。

2目会計管理費につきましては、会計管理事業として6万9,000円を計上いたしております。

3目財産管理費では、603万6,000円で、対前年度比364万6,000円、152.6%の増となっております。この目の主な内容につきましては、組合敷地内緑地部における病虫害発生防止及び景観維持を目的とする緑地管理委託に126万1,000円を、さらには公会計制度導入支援事業に362万9,000円など、財産管理事業に係る経費を計上いたしております。

15ページをお開き願います。

4目公平委員会費では、委員報酬等公平委員会運営事業に6万2,000円を、5目基金費では、財政調整基金利子積立金を基金運用事業として5万1,000円を計上し、2項1目監査委員費では、委員報酬等監査事務事業に36万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。ついては、2款総務費総額では2億128万9,000円となり、対前年度比762万2,000円、3.6%の減となるものでございます。

続きまして、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費では、1億5,326万9,000円で、対前年度比917万8,000円、6.4%の増となっております。増となりました主な要因は、人事異動等により人件費が増となったことによるものでございます。

この目では、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ、それぞれに従事する職員19名の給料に加え、期末勤勉手当など職員手当等、さらには共済費や退職手当組合負担金を、職員人件費として1億5,317万円を、また作業服等の貸与品購入費を清掃総務管理事業として9万9,000円を計上いたしております。

16ページをお開き願います。

2目ごみ処理費につきましては、3億764万1,000円で、対前年度比6,433万円26.4%の増となっております。この目の内容といたしましては、ごみ処理施設運転管理事業として、有害物質の除去等に用いる薬剤費を消耗品費で、電気料金を光熱水費で、施設運転管理委託など各種委託料など施設の管理運営に必要となる経費を、また、公害健康被害補償事業として公害健康被害補償制度に基づく汚染負荷料賦課金を計上しているところでございます。

18ページをお開き願います。

3目し尿処理費につきましては、2,039万円で、対前年度比771万3,000円、27.4%の減となっております。減となりました主な要因は、工事請負費及び委託料の減によるものでございます。

この目の内容といたしましては、下水道終末処理施設への投入事業に係る薬品代、電気代、施設運転管理委託などのし尿処理施設運転管理事業に1,885万5,000円を、また下水道投入事業として下水道投入負担金153万5,000円を計上いたしておる

ところでございます。

4目埋立地管理費では、1,223万8,000円、対前年度比289万4,000円、31.0%の増となっております。増となりました主な要因は工事請負費の増によるものであり、この目は勝竜寺埋立処分場の維持管理に係る経費を、埋立地運転管理事業として計上するものでございます。

19ページをお開き願います。

5目リサイクルプラザ費では、1億6,829万1,000円、対前年度比164万7,000円、1.0%の増となっております。この目の内容といたしましては、カン、ビン及び粗大ごみの破砕、資源化処理を行うリサイクルプラザ施設運転管理事業として、電気料金、施設運転管理委託をはじめとする各種委託料など1億5,629万3,000円を、また再生工房事業としてガラス工芸教室等の運営及びリサイクルフェア開催に要する経費686万4,000円を、また、リサイクルプラザ棟管理事業として、庁内清掃委託やエレベータ点検委託など513万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

6目ストックヤード管理費では、5,413万3,000円、対前年度比116万5,000円、2.1%の減となっております。この目の主な内容といたしましては、ペットボトル、その他プラスチック、廃乾電池及び廃蛍光灯の処理を行うストックヤード施設運転管理事業として、電気料金、施設運転管理委託をはじめとする各種委託料や設備修繕に要する工事請負費を計上するものでございます。ついては、3款衛生費総額では7億1,596万2,000円となり、対前年度比6,917万1,000円、10.7%の増となるものでございます。

22ページをお開き願います。

続きまして、4款事業費でございます。1目ごみ処理施設改修事業費では、1億3,098万5,000円を計上し、対前年度比1,750万円、15.4%の増となっております。

改修事業の内容といたしましては、予算参考資料11ページ、工事請負費内訳表に記載いたしておりますとおりでございます。焼却炉の定期補修工事など毎年施工しております計4件の改修工事を、ごみ処理施設改修事業として1億2,823万1,000円を、附帯施設改修事業として275万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2目埋立処分事業費につきましては、7,312万2,000円を計上し、対前年度比100万7,000円、1.4%の減となっております。減となりました主な要因は、計画焼却処理量の減少により、焼却処理により生じる焼却残灰が減少することから、大阪湾広域処分場での除外処分委託料が減となることによるものでございます。

この目の主な内容といたしましては、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪湾フェニックスに係る廃棄物埋立処分委託及び大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設費負

担金など、廃棄物埋立処分事業として5,560万4,000円を、また、廃棄物搬出事業として、焼却残灰を大阪湾フェニックス尼崎基地等へ搬出運搬する委託経費1,751万8,000円を計上いたしております。

次に、3目リサイクルプラザ改修事業費では、5,446万5,000円を計上し、対前年度比997万6,000円、22.4%の増となっております。リサイクルプラザ改修事業の内容といたしましては、予算参考資料11ページに記載しておりますとおり、プラント定期補修工事並びに定期的に施工いたしておりますコンベア部品及び底板の交換工事など、合わせて4件の改修工事に係る経費でございます。

次に、4目ごみ処理施設長寿命化事業費につきましては、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る工事請負費及び工事重点管理委託に係る委託料等を、ごみ処理施設基幹改良事業として15億9,014万3,000円を計上するものであり、3年目となります。平成28年度につきましては、3号炉を中心とした工事施工を予定するものでございます。ついては、4款事業費総額で18億4,871万5,000円となり、対前年度比2,649万2,000円、1.5%の増となるものでございます。

続きまして、5款公債費では、総額として2億1,567万6,000円を計上するものであり、対前年度比1億5,094万9,000円、41.2%の減となっております。減となりました主な要因は、平成11年度及び平成12年度に借り入れましたごみ焼却施設3号炉建設工事並びに平成12年度に借り入れましたストックヤード建設事業費に係る償還が平成27年度中に完了することにより、元金償還額の減少が見込まれることによるものでございます。

1目元金の長期債償還元金では、政府債4件、縁故債1件、合わせて5件で、1億9,609万円を、2目利子の長期債償還利子では、政府債8件、縁故債1件、合わせて9件、1,954万3,000円をそれぞれ計上いたしており、また、第4条で定めております一時借入金利子として4万3,000円を合わせ、1,958万6,000円を計上するものであります。

最後に、24ページ、6款予備費につきましては、前年度と同様に400万円の計上をさせていただいておりますところでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

8ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、市町分担金として、13億3,729万5,000円で、対前年度比7,033万8,000円、5.0%の減となっております。減となりました主な要因は、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る交付金を、従来までの循環型社会形成推進交付金から二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金に振り替えを行ったことによるもので、交付金収入見込み額が増えたことによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例に基づく組合敷地内に設置しております電柱等及び自動販売機の土地使用料に係る収入とい

たしまして4万1,000円を計上いたしております。

2項手数料では、ごみ処理手数料といたしまして1億2,060万1,000円、対前年度比1,191万8,000円、11.0%の増となっております。増となりました要因といたしましては、廃棄物量の大幅な増減は見られないものの、減免制度の廃止に伴う軽減措置率が70%から80%に変動したことによる単価差等によるものであります。

なお、廃棄物量の増減及び土地使用料の内容につきましては、予算参考資料12ページ、使用料及び手数料内訳表に記載しておりますとおりでございます。

3款国庫支出金では、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金収入を見込むものであり、交付金対象事業費に対し交付率2分の1から算出する平成28年度交付金3億8,188万8,000円を計上するものでございます。

次に、4款財産収入では、1項財産運用収入で財政調整基金利子として5万1,000円を計上し、2項財産売払収入では、有価物売払代金等として2,165万9,000円、対前年度比1,572万1,000円、42.1%の減となるものでございます。

なお、その内容につきましても、予算参考資料13ページ、有価物売払代金内訳表に記載しておりますとおりで、破碎鉄、スチール缶プレス、アルミ缶プレス等に対する売却単価が大幅な下落傾向にあることから、アルミ製品を含む金属類とガラス類の有価物売払代金として2,142万3,000円を計上し、また、リサイクルフェア開催時に販売する再生自転車、再生家具などの再生品の売払代金23万6,000円を計上するものでございます。

5款繰越金につきましては、財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、市町分担金の軽減を図るものでございます。

9ページをお開き願います。

6款繰越金につきましては、前年度と同様に200万円を計上するものでございます。

7款諸収入では、1項組合預金利子に1,000円を、2項雑入では1,720万1,000円、対前年度比116万1,000円、6.3%の減となっております。減となりました主な要因は、再商品化適合物返還金において、原油価格の変動により、ペットボトル有償入札単価の下落が見込まれることによるものでございます。

主な収入といたしましては、工芸教室参加料28万7,000円、余剰電力売却料976万6,000円、再商品化適合物返還金700万6,000円となっております。

8款組合債では、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事に係る一般廃棄物処理事業債といたしまして、10億8,710万円を計上するものでございます。

次に、3ページをお開きねがいます。

第2表債務負担行為についてであります。公会計制度の導入に向け、債務負担といたしましてその限度額を578万9,000円として設定するものでございまして、期間は平成28年度から平成29年度の2カ年とするものでございます。

第3表地方債につきましては、ごみ処理施設長寿命化事業に係る借入限度額を10億8,710万円とし、その利率を4%以内として設定するものでございます。

最後に、第4条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額が3,000万円といたしております。

以上で平成28年度一般会計予算に係る説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤井俊一議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います、質疑の方法といたしまして、歳入歳出別をお願いいたします。

まず最初に歳入についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ごみ処理手数料のことなのですが、先ほども説明の中で、減額を30%から20%にすることによって1,000万円ほど増えるというお話があったのですが、ちょっと、これ、私、議事録を見てましたら、9月議会でもそういうご説明を、あったのですが、だんだん減っていくのだなと、確か、昔、そういうと裁判があって、和解をされて、私が議員になった直後にそういう話があったので思い出したのですが、調べてみたら、平成22年に和解をされて、23年の9月議会に和解の承認みたいなのがあって、12月議会で、それに基づいて条例改正がされて、そこで減額の廃止と経過措置、24年、25年は40%ですか、26年、27年は30%、28年度からゼロですよということがされていると。

先ほどのご説明によりますと、28年度というと、今度4月からなのですが、ゼロではなくて、何か28年、29年と減額を続けて、30年をめどにゼロにするようなお話をされたのですが、一体これはどこで変更が決められたのでしょうか。

ちょっと前の議員の方にも聞いたのだけど、そんなの知らんということだったので。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 本来、当初の予定から申し上げますと、組合の条例規則で規定しておりますとおり、27年度末をもって、そういう経過措置については廃止として、28年4月から満額をいただくという経過で進めてきたところでございます。

しかしながら、昨年7月だったと思いますけれども、組合の方の正副管理者会議を開催していただきまして、今の近隣の状況等十分踏まえる中で、一定のご判断をいただいたというところでございます。その内容につきましては、昨年の9月議会の中でも一定ご報告をさせていただいているというふうに理解しております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 正副管理者会議でやろうということを決められたということなのですが、9月、私、ほとんどそういうこと認識ありませんで、議事録を見たら、山中議員が、何かご質問、手数料のことを質問されて、それに対する答弁で、どなたか忘れましてけ

れども、28年、29年と、減額を減らしていった、それで30年にゼロにすることになっていくというふうな答弁で、私はそのときは、あ、そうなのかなと、聞き流しておったのですが、ただ、そういうことは、和解内容にも反するし、平成23年の議会で確認した内容にも違うことで、そこから変更になりますので、変更については議会の承認が要るのじゃないですかね。そういう手続はされたのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 議会の承認というご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、一定内部的に十分調整をさせていただいた内容について、ご報告をさせていただいたという認識をもって、ご理解をいただいているという理解をしておるところでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 それは、理解のちょっと、しょうがないと思うのです。こういうふうに変更しますと、和解内容はこうでした、当時はこういうふうに決めましたと、28年度からゼロにしますということでしたけれども、こうこうこういう事情で変更したいということで、ご確認を願いたいと言って確認したら、それそうですけれども、私が少なくともその9月議会に出席しておりましたし、変更するという事は一切言われておりませんで、こういうことになっておりますと聞きましたので、それ以前の経過を知らない私からすれば、恐らく皆さんも、向日市の議員、そうだと思うのですが、あ、そういうことになっているのだと、28年度でゼロにするということじゃなくて、28、29年度と減らしていった、30年度からゼロにするということになってたのだと、そう理解したのです。

ところが、今回改めて調べたら、そうじゃなくて、当初の確認からの変更であると、変更したいけれども、ご異議ございませんかということであるならば理解できるのですが、今の説明、ちょっと理解しがたいのですが。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 当時、平成23年の12月議会の中で、組合の条例と規則、それぞれの改正をさせていただきました。その改正に至っては、今ご指摘いただきますとおり、一定裁判の中で和解の条件というのを示される中で、その内容についての条例整備を詰めていただいたという内容でございます。

私の記憶で申し上げて大変申しわけないのですが、前回の平成22年、23年当時につきましても、一定、議会でご承認をいただくということではなく、議会にあくまでもご報告をさせていただいたというところがございます。それに基づいて、今回についても、昨年、一定正副管理者の中でご協議をいただいて、方針決定していただきましたので、その内容について、またご報告を昨年させていただいたというところがございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員　これ、規則に書いてある数字ですので、議会の議決事項ではないかもしれませんが、ただ、これ、10%変えたら、収入が1,000万円変わってくるわけですよ。ですから、28年度から、本来であるならば手数料が3,000万円ほど増えなければいけないところを、1,000万円しか増えないと、2,000万円減っていると、極めて重要な問題でありますので、そのことについては、こうこうこういうことで、理由も聞いておりませんので、つまり、28年度からゼロにするということについて、いや、そうではなくて、20%に減らします、10%にします、そして30年度まで延ばしますということについて、なぜなのかという理由も聞いておりませんので、正副管理者会議で確認されたということなのですが、ちょっと管理者の方から、一定どうということなのか、お願いできますか。

○藤井俊一議長　山本管理者。

○山本圭一管理者　この手数料の件に関しましては、杉谷議員がおっしゃるように、過去の経過がありまして、5年間の段階を経て減免をなくすというような方向でありましたが、その間、何ら、乙訓環境衛生組合として手数料の見直しが全くされてない中で、28年度からいきなり30%上がるというような形で、本当にいいのかというような形の協議を、正副管理者会議でさせていただきました。

その中で、やはり今の経済状況を含めて、民間の排出量の負担も含めまして検討し、また裁判の和解内容のことも含めまして、その辺も含めて、しっかり協議をした中で、28年度からいきなり30%ということよりも、段階的に30年度までに引き延ばして、その間しっかりと今後の手数料の見直しを行っていきこうというような協議検討の中で、先日、9月議会ですけれども、報告だけはさせてもらったというような経過でございます。

○藤井俊一議長　杉谷議員。

○杉谷伸夫議員　ちょっと、私、非常に具合悪いなと思いますのは、こういう重要なことを、こういう形で、私がですね、一体どうなっているのですかと、質問して初めてね、そういう変更しますと、変更理由、変更理由、ちょっとそれだけだと到底私納得できませんけども、少なくとも裁判をして和解をされた内容ですわね、和解というのですから、順法的な意味合いを、効果を持つと思うのですけれども、そういう内容を議会に、こうやっていきますという説明をして、そして了解を得て進めたと、平成23年に、それを変更するということですよ。

今のような形で、議員からですね、質問をされて、いや、実はこうなのですよと、口頭でちょろちょろっと言って済むような問題では、私はないと思うのですよ。いかがでしょうか。

○藤井俊一議長　杉谷議員、今年の9月議会でね、認識されたかされてないかは別として、一定報告義務をされてますね、されてるということでしたね。それで、そのときに気がつかれなかった、今おっしゃってる、報告義務だけでは済まされないという。

○杉谷伸夫議員　そうです、そうです。

○藤井俊一議長　杉谷議員、どうぞ発言してください。

○杉谷伸夫議員　だから、そのときに、こういうふうに変更しますということであるならばね、まだわかるのですけども、議事録、ちょっと今手元に持ってませんけれども、こういうことになっておりますという、28年度に20%、29年に10%にすることになっておりますというご説明で、どうなのでしょうかね。

それは、やはり何らかの説明文書なり、そういうものを提出した上で、変更について議会に説明をし、了解を求めるといふ、手続が、私は必要ではないかと思っておりますけど。

○藤井俊一議長　杉谷議員のおっしゃってるのは、正論かもしれないですけど、9月議会でね、それをおっしゃったらよかったのですけどね、まあいうてみたら、報告事項で、ほかの議員さんはどんな認識されたか知らんけど、一定議会としてね、報告を受けたという、実績どうか、経緯がございますね。その経緯を踏まえて、やっぱり発言をしてもらわんとあかんの違うかなと私は思うのですけれど。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員　そのときはね、28年度は20%、29年度は10%、そして30年度からゼロにするということになっておりますと言われたのですよ。

なっておりますじゃなくて、そういうふうにな、変えたと、今では、28年度からゼロにしますということをしてですね、こういうふうに変えたいと、いう説明ならばですね、まだわかりますけどね。

○藤井俊一議長　それはいいのですけどね、語尾は別としまして、9月議会に一定の報告事項は済ませているという、理事者サイドのお考えですね。それが、議会としてそう了解されたものとして受け止めざるを得ん、9月議会に戻るわけにもいかへんのでね、と思うのですけど、そこらあたりを踏まえてね、杉谷議員のお考えを発言していただいたらどうでしょうか。

○杉谷伸夫議員　だから、それは説明になってないと思うのです。

○藤井俊一議長　暫時休憩します。

休憩（午後1時38分）

再開（午後1時49分）

○藤井俊一議長　それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

山本管理者。

○山本圭一管理者　手数料の件に関してですけれども、確かに、規則の中でしたので、議案ではございませんでしたので、定例会の報告という形ではさせていただいていませんでした。ただ、その議案の事前説明といえますか、その中に、今回の手数料の件に関しま

しては、各市町の議員さんのところに対応させていただいてるところではありません。

ただ、そういう状況でしたので、今回、もう一回改めまして、内規、規約の件ではあります、裁量権はこちらの方にあるのですが、ご説明を改めてさせていただきたいと思っておりますので、今、事務局の方からさせていただいてよろしいでしょうか。

9月議会の議案の案内のときに、各議員さんには、この手数料の件に関しましては、事前に報告はさせていただいていると思っております。ただ、この議会の中では、議案ではございませんでしたので、一定報告はありませんでしたが、山中議員からの事前の報告の中の質疑という形で、9月議会でこのような答弁があったのかなというふうに認識をしておりますので、改めてこの場で一度ご報告をさせていただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

○藤井俊一議長 ただいま、山本管理者の方から、改めまして説明をさせていただきたいということでありますので、皆さん方のご了解を得て、議長としては、きっちり報告をしていただいたらどうかと思うのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、どうぞ。

河野事務局長。

○河野一武事務局長 そうしましたら、改めまして、今までの経過等につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

まず、本組合が実施しておりました、ごみ処理手数料の減免というものにつきましては、乙訓地域の中小零細事業者の保護育成という観点から、従前から実施してきた内容でございます。

当時、その減免の内容につきましては、一定、条例または規則、それぞれに減免率等の定めがない状況の中で、減免を今までしてきたという部分について、一定裁判の方が行われたというところでございます。

その裁判の中で、一定、その減額した費用について、当事者の方から徴収するようというような裁判上の項目がついてまいりましたけれども、一定、組合の方でも減免制度は廃止をする、また、手数料についても適正な費用をそれぞれ徴収していくということが、一定和解条件として設定させていただいたところでございます。

それに応じて、平成23年の12月に、組合の条例またあわせて規則、それぞれを改定させていただきました。

その中で、まず、経過措置といたしまして、当時は50%の減額をしておったところでございますが、平成23年度については50%の減額、24年、25年度については40%の減額、26年、27年について30%の減額、当初計画でいきますと、28年度からは100%いただくという経過をしてきたところでございますが、昨年、近年の社会情勢、また景気が上がってきているというようなテレビ報道等はされておりますけれども、やはり中小零細事業者まで、その恩恵がまだ浸透してきていないというところ

を十分判断させていただく中で、減免制度の継続というのが必要であるという判断をさせていただいたところでございます。

ただ、減免をまた新たにやるということではなく、今の減免制度を廃止いたしましたけれども、その減免制度の廃止に伴う激変緩和という観点から、一定の経過措置を延長するということを設定をさせていただきました。そのときに、平成28年度については80%を徴収する、来年度、29年度については90%の徴収をする、平成30年度については100%を徴収する。

そのときに考えておりますのは、先ほど管理者の方からもありましたとおり、本組合のごみ処理手数料の金額等については、前回、平成9年に見直しをしております。現在、28年度になって、十数年間見直しがされておらない状況になっております。一定、その経過措置期間の2年間の延長期間の間に、実質適正な料金設定を再度見直しをさせていただいて、その新たな料金の中で適正な料金負担をそれぞれしていただくということの経過と、実質、そのお支払いをいただく中小零細事業者さんに対する周知徹底期間というのを合わせまして、今回2年間の延長を、さらなる延長をさせていただいたところでございます。

一定、その内容につきましても、昨年7月と8月の2回、正副管理者会議を開催していただきまして、今の組合の状況、また今の中小零細事業者の状況等、十分踏まえまして、一定判断をさせていただいたというところでございます。

あとは、実質、条例改正の必要性、それとやっぱり金額の妥当性、そういうようなものを十分踏まえまして、この2年間の中で条例改正を合わせた適正料金の転換をできるような形で2年間を設定させていただいているというところでございます。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 説明、ありがとうございます。

ただ、私、何かこれ、議員がテストされているような気がするのです、気がつかない。私、たまたま気づきましたけれども、こういうふうな説明の仕方、こういうふうなというのは、今じゃないですよ、9月議会で言うておりますというふうな、こういうことってあり得ないですよ、これが議会に対する説明だというのは、非常に問題だと私は思っております。

それと、今のご説明ですけれども、これ、和解条項は3つあって、1つは減免制度を廃止すると、2つ目が5年間の経過措置を設けると、3つ目が循環型社会形成の推進に向けて条例改正を進めるということでしたですね。調べた範囲では、その年の12月議会で、一部反映された内容の条例改正をされているようなのですけれども、まだ残っているはずで、条例改正、宿題が。

宿題も残っておって、和解内容でね、宿題も残っていて、これについては報告、ちょっと今現在聞いておりませんので、どうなっているのか、しかも、減免についてはさらに延ばすと。こんなことでいいのですか。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 議会への説明責任というところに関しましては、本当に私は、しっかりとそこが対応ができていなかったという面に関しましては、謝罪を申し上げたいと思います。

この減免措置と言いますか、手数料に関しましては、先ほど、和解内容の3点もあります、その3点も含めまして、一度和解をされた方といますか、対応された方とのお話もさせていただきました。その中で、しっかりと対応していただけるのであれば、今回は期待して見させてもらうというようなお言葉もいただいたのは、いただきました。その中で、9月の事前説明という形になってしまいましたけれども、報告させていただきました。

ただ、この間、しっかりと事業者への報告、広報、周知も含めまして、できていなかったのも、その点を踏まえて、同じ轍を踏まないような形で、しっかりと30年度をめどに手数料の改定を含めて、しっかりと、条例改正も含めた対応をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を願えればと思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 和解の相手方さんと、ご了解を得られたというお話なのですが、何かあるのですかね、一筆でも。和解内容は、確かサインして、和解、法定書類になっていると思うのですが、あるのかということと。

それから、もう1つ、条例改正についてはどうなっておって、見通しはどうかと。それも、2つセットのことだと思いますので、それもお聞きしたいと思います。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 和解の相手方との、記録と言いますか、書いたものということですが、けれども、そういったものは、今ございません。しかしながら、昨年、この方針を設定する前に、当事者の方に私と管理者でお伺いをさせていただいて、今の状況等を十分にご説明をする中で、ご理解をいただいたというところでございます。

それと、もう1点、条例改正の関係でございます。その部分につきましては、28年度にまず循環型という部分もございまして、関係市町、また本組合におきましても、ごみ処理基本計画の方の一定見直しをさせていただきたいと考えております。

その処理計画を見直した中で、減免目標値を設定いたします、その減免設定値を達成するための手数料設定を、来年、29年の早ければ6月ないしは9月には上程をしていきたいというふうに、今、予定としては考えております。

29年の6月ないしは9月、議会の方にご提案をしたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ほかの議員の方、どんなようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいのですが、私としては、そういう和解内容に基づく、議会にも報告をされ、進めてきたことを、今、ちょろちょろと、ちょろちょろと言ったら言葉が悪いのですが、ここで

口頭で説明していただいて、それで、はいわかりしたとは、ちょっとそれは申し上げられません。

ちゃんと文書で、減免の必要性も、社会情勢の変化ということで、当該の市町の首長さんが、それでご了解されているのであればということはあるかもしれませんが、しかし議会は議会として、やはり判断しなければいけないと思いますので、今、この場で、それで納得しろと言われてましても、私としては、よう、はいとは言いません。

○藤井俊一議長 ほかの議員さん、歳入について、特にならなければ、歳出に移らせていただいてよろしいですか。

山田議員。

○山田千枝子議員 今、杉谷議員の質問のことに関連してなのですが、確かに、5年間かけて、23年からですか、減らしていくということが決まっていたのに、まだ延ばしているということについては、私たち議会、私らも、まだ、9月のときは、ほんまに来たばかりで、十分な、いろんなこと、できてなかったところは確かにあるかもしれませんが、でも、やはり議会にきちっと、そういうことを考えたら、何か7月ごろまでに、払っておられる人たちから、そういう事業者から、何か働きかけがあったのかなというふうに思ってみたりもするのです。

決まっていたのに、それをあえて、7月に緊急に管理者、副管理者が集まられて、そして28年度からは、まだ100%払うのに、また激変緩和とするという、市民の皆さんから見たら、いろいろ決まっていたことはやるべきだということで、じゃあ市民の皆さんが困るということで激変緩和という、その緊急になかなかできないと思うのですが、今回、この部分について激変緩和をしようという管理者、副管理者の、そこに至った理由が、非常に私たちは、ちょっとわかりにくい、なぜそこに、緊急に7月20日に2回集まられて、やられたのかなと。

だったら、本当に9月議会で、そんなに2回もお話し合いされていたのであれば、報告の中でしっかりとすべきだというように思うのです。そうでないと、貴重な長の3人の方が集まっておられるのですから、そこでどうしてもこういう問題が必要だということであったならば、ただ一議員の質問だけで、それに答えて、言いましたよということでは、具合が悪いなということは思うので、その辺、何か、7月、8月までの、それにどうしても、この手数料について、議論しなければ、28年度、変えなければならない、その理由は本当にどこにあったのか、社会状況と言われましたけれど、どういうところでそういうことに、話し合いになったのか、疑問なのですけど。

○藤井俊一議長 中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 今の手数料の減免の、この間の経過ということで、先ほど管理者の方からご説明がありました。そのとおりでありますけれども、私自身としての受け止め方と、今回のこの結論に至った経過、考え方について、私なりにお伝えさせていただきたいと思います。

先ほどの裁判の和解の結果、経過から、この間、平成24年から26年にかけて、いわゆる4割の減免、そして26年から28年の3月31日までを3割の減免ということで、この間、決まってきました。そういう中で、これは、我々自身も、新たに首長に就任させていただきまして、一昨年12月に山本管理者が就任され、私が去年の1月に就任をし、そして安田市長が4月に就任されたという経過の中で、改めてこの減免の取り扱いについてどうするかという、大変大きな課題について協議をさせていただいたというのが、今回の7月、8月に集中的に協議をした経過であります。

そのことから申し上げます、実はこの28年の3月31日で今の3割減免をゼロにするということにつきましては、それまでの取り組みが不足していたのではないのかと、周知を含めてですね、このこともしっかりと、これまでの事務局も含めて、申し上げていく中で、やはり最終的には我々責任ある首長としての判断、管理者としての判断としては、あまりにもこの3割減免ということをやゼロにするというのは、これは排出者に対する負担にはね返る部分も非常に大きいというのがありますので、まずその点を考慮させていただきながら、段階的に縮小していく、最終的にはゼロにしていくということが、まずは、一つは、望ましいのではないかと、1つ目の私自身の判断としての根拠があります。

もう一つの点につきましては、このゼロにするということですが、今トン当たり、最初1万4,000円というのが、条例の根拠になります。実はこの1万4,000円というものの、そもそもの根拠というのが何なのだという話をしておりましたら、当時、平成9年、当時にこの1万4,000円という額が設定されているのですが、その当時の、いわゆる排出するためのコストが大体2万8,000円ぐらいということで、約その半分を排出者の負担ということでお願いをするということでありましたが、実はこの間、社会情勢の変化といいますか、やはり処理コストそのものが、約3万8,000円ぐらいまで上がってきていると、こういう経過の中で、1万4,000円という設定そのものが、本当に適切なのかどうかということについては、もう一度検証しなければならないのではないかということを含めて、少しお時間を、今申し上げました猶予を頂戴する中で、適正な条例の単価ということも含めて、検討させていただいて、先ほど事務局長から申しましたとおり、平成29年あたりには、条例としてしっかり提案をしていきたいという判断で、今回の経過に至っているというのが、私の認識でもありまして、そのことにつきまして、説明が不足していたという点については、真摯に受け止めなければならないと思いますが、前回の9月の質疑の中でも、一定のそのあたりが事務局からの説明を踏まえて、議員各位にも伝わっているという思いの中で、議論してきたというのが、多分、今の現状で、こういうことで説明が不足していたということになるかと思いますが、この点につきましては反省したいというふうに思います。

○藤井俊一議長 安田副管理者。

○安田 守副管理者 中小路副管理者から説明があった、大体、私もそうなのですが、

まず、就任して初めてこれをお伺いしたときに、この4月からするのであれば、条例の準備とか、できてなあきませんか、準備、条例制定に向けて、条例をつくるためにどうするかであるとか、その準備がしていなかったらだめだと思うのですが、まず、就任して初めて聞いたとき、何の準備もされてないと。

先ほど、中小路副管理者もおっしゃったように、排出者に対して、ゼロになる、減免がなくなるということは、もちろん排出者に対する料金の負担になります、その周知、全くされてない、そういうことがされてない中で、どうするのですかと、いきなり投げかけられたわけです。

これ、一体どうしたらいいのか、本来ならばやはり4月からやって、4月から100%にして、そして、それからまた考えなあかんということでしたけれども、実際にその暇がなかったです。もう半年ぐらいで、条例をつくる暇もなし、私からすれば、何で、ゼロになるはずなのに、これやってきてなかったんやという、実際、私そういう思いでした。

考えてみたら、中小路副管理者もおっしゃったように、まず1,400円の根拠、それがもう全く平成9年のトン当たり2万8,000円の半額の1万4,000円というその根拠が、実際もう全然だめですね、今3万8,000円ですし、そして、半分という根拠すら、わからないですね、その半분을我々が負担して、事業者に半分負担してもらって、その半分の根拠もないですね。

それプラス、各自治体のごみ処理計画含めて、全然、一定差がない、我々がしなければならぬことは、本来どういう割合で、事業者さんから幾らもらうかというのを決めなければいけないのに、それをやる暇が全然ないし、根拠もその時点で全くなかったです。我々、ここでどうしたらいいのか、本来ならば、100%にするならば、28年の4月1日から1万9,000円として、100キロ当たり1,900円が本来100じゃないかと、平成9年の2万8,000円を根拠にして、そこで100にして、満足していいものでもないのです。

ですから、その間、何もしてなかったと思います、正直言うて、この減免が、10%ずつ進んでいきましたけど、本来、減免というたら、10、10、10、10というようにやったらいいものを、5年間かけて50%を減免するなら、毎年10%やるのが本来なのに、40やって、30やって、ほら、これあとどうするねんという状態で置かれてたのです。それに、我々一体どう対応していいのか、一番考えたのは、やはり排出者に対する負担が急に増えるということ、これはやっぱり周知をしてない中で、我々がそういう施策とっていいのかということで、でも、最終的な妥協案として考えたら、とりあえず、どれだけかかると、次、我々が根拠を持ったしっかりとした条例をつくるために、一体どれだけかかる、それはやっぱり最低2年から3年かかる、各自治体のごみ処理計画ある、その中で我々はつくっていかねばならない、そしたらその間どうする、その間、ずっと今のままで倣っておくわけにはいかない、かといって、排出者に説明が

できていない中で、これを100にするのも、なかなかしにくい、ということは、その3年があるのだったら、3年の間でそこにまでもって行って、ゼロになるタイミングと一緒に、我々が根拠を持った条例を出そうと、そういう意味で話が行われました。

それについては、説明、我々できているつもりでいたところがありまして、できてなかったら非常に申し訳ないと思うのですが、実際には、そういう、包み隠さず話すとそういう感じです。ですから、最終的にはそういう結果になりました。

正直言いまして、私も、議員も就任されて間もなくだったし、私も就任して間もなく、そんな変わらない状況でしたので、十分にできてなかったことは否めませんし、それは反省しています。しかし、状況を話しますと、そのような形で、私もそういう思いでやっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 副管理者お二人のお話は、よくわかります。でも、ただね、中小路副管理者が言われた、非常にこの減免というのは大きな課題だと言われましたね。我々も、その大きな課題と、そういうふうに思っておられるのに、9月議会では報告としてなかったというのは、やっぱりね、手抜きというかね、やっぱり説明不足が、本当に、せっかくそうして管理者、副管理者が悩んだり、いろいろと苦勞されたり、条例が間に合わなかったりとか、そういうこと言われても、それも共有も何も、事情も何もわからない、そういう状況ですので、やっぱりこれは本当にきちっと対応してもらわないと、もう信頼関係なくなりますよね、議会と、管理者、副管理者とのね。その辺はやっぱり強く指摘しておきたいと思います。

杉谷議員が、こういうきっかけで調べていただいて、本当に、もし、私たちも、本当にいろんなことを調査して、いろいろ調べたいと思っていますけれども、あのときは新人でもあったし、自分のできる限りのこと調べて、9月議会には臨んだのですが、やはり二市一町の管理者の3人の方々が、本当に大きな課題とされているのに、私たちには、そんなに大きな課題として、9月には認識できなかったという、それが今の現状、今初めてはっきりしてきたのじゃないかなと思いますので、この点については、本当に強く、こういうことが二度とないようにしていただくことを言っておきたいと思います。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今、お二人の副管理者のお話聞いて、事情は非常によくわかりました。できれば、やはりこういうご説明を、その都度、今回の問題でしたら9月議会の場で、本当にオープンにご説明をいただきたいと思うのです。

私、実は、これ、見まして、あれっと思いましたが2日前でしたので、そのとき、ちょっと説明に来ていただいたのですが、そのときに質問しようと思ったのですが、事前にちょろちょろと聞いて終わらせるよりも、しっかりと議事録に出る場でやりとりをした方がいいだろうと思って、その間、調べて質問いたしました。

こういうことを通して、ようやく理解できましたので、わかりました。ただ、さっき

もおっしゃいましたが、5年間という経過期間があって、経過措置の、その間に対策を、対応するべきであったものが、できてなかったという問題です。

今回、2年間延ばすのですよね、20%、10%をして、その間に周知やらさまざまな問題と、先ほど29年の6月か9月に条例改正を出すとおっしゃられましたけど、そういう問題、今度は二度と、また延ばすというようなことのないように、しっかり対応していただくことを要請して、この件については了解いたしました。

○藤井俊一議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

特にないようでしたら、歳出に移らせていただきます。

歳出についての質疑をいたします。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 素人的な質問で申しわけないのですがけれども、今、条例改正、料金条例の改定に向けての、そのベースになるごみ処理計画に着手する、見直しに着手するというお話でしたけども、それは、この当初予算ではどこのあたりに反映されているのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ごみ処理基本計画の見直しの関係については、委託事業ではなく、本組合の方で見直しをするという形で考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 確か、平成19年度か何かに、あたりに、確か、一度つくられましょね。それをもとにして見直されるという、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 前回、見直しをしておりますのが、平成17年、18年の2カ年の委託業務の中で、本組合と関係市町、4団体合わせて見直しをさせていただいております。しかしながら、それ以降、見直しの方が今できておりません部分がございますので、その部分については、前回の見直し部分を踏まえて、独自で見直しをかけていきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 それと、今、いわゆる新公会計への移行という話が出されてまして、14ページの支援業務委託料が載ってまして、その枠取りとしての債務負担行為が3ページに出ているということなのですからけれども、公会計の新システムというものは、私の理解では、基本的に企業会計の方に性格をシフトしていくというふうな理解なのですからけれども、その場合、基本的に企業会計といいますと、発生主義、それから、記帳の仕方が複式簿記というのが基本的なパターンですよ、原則ですよ。

その公会計をどこまでどういう形で、その方向に進めていくのかという、その辺、ちょっとイメージが、国が進めていることですし、総務省が、ひな形みたいなものを、

モデルみたいなものをつくってまずけども、本組合としては、どういうふうな形でどういうふうなものに、最終的に仕上げていくかという、その辺のちょっとイメージをご説明いただきたいのですけど。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今回、予定させていただいているのが、まず固定資産台帳の整備をまずやらせていただいて、うちの資産を、まず1年間かけて、税理士さんと一緒に、その構築を進めていきたいと思っております。その後ですけれども、29年度前、今年度末ごろから、それに基づいてシステムの構築に入っていくって、29年度、実際に入れて、29年度の決算分から、これを構築して、進めていくという考えです。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 要するに、私がイメージとして教えていただきたいのは、どんなシステムになるのやと、例えばまるきり企業会計みたいに、複式簿記の、バランスシートが付いていて、財政諸表が全部ついてと、そういうふうなものに、最終的に、この組合の、会計制度がなくなってしまうのかというところを、まず、出口ですね要するに、イメージをいただきたいというふうにお願いしておきます。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現在、本組合の会計の関係につきましては、総務省から通知が出ております、財務省の改定モデルによりまして、単式簿記でやらせていただいております。それを、先ほど課長から説明させていただいたとおり、固定資産台帳の整備をさせていただいて、複式簿記の考え方を導入していくというふうに考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 皆さんご承知のように、公会計って、これまでの公会計というのは、単式簿記で、しかも現金主義でということですから、何で公会計がそうなっているかというのは、皆さんよくご承知のように、欠点もいっぱいありますけれども、それなりに意味があるのであって、やっぱり公会計というのは、基本的に公共性の高い組織、団体が行っているものですから、基本的に公金をどう適正に使っているかということがはっきりわかるということが一番基本のポイントになっていると思うのです。

そのためにも、単式簿記だし、要するに出納に勘定をどうするか、当年度の勘定に入れるか入れないかという判断がつけようがない現金主義になっているところでは、そこはこれまでの公会計のメリットだと思うのですけども、それを複式にしてしまったり、発生主義にしてしまうと、非常に、最悪、極端な悪い例を言うと、勘定に入れるか入れないかということも、判断で、振り分けられるようになりますよね。当年度の勘定に入れるか、それとも、まだ確定してないものとして費用に入れないとか、そういったことができるようになります。

その辺で、そうすると極端な場合、粉飾決算ということも、非常にやりやすくなるというのが、欠点だというふうに言われております。この辺の欠点、いわゆる現行の単式

簿記、現金主義の長所をどう残すかとか、その辺のことを勘案されて、当然国がやれと言ってることだから、非常にそのところはデリケートな、微妙な、逆らうことができないということはわかりますけども、どういうふうに、公的機関としての本組合がどのように公共性を担保するかということを、考えておられたら、その辺、ご説明いただきたいのですけど。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今回、予算に計上させていただいています新公会計制度の構築ということで、業者の意見等、アドバイスを受けながら、これから進めようかなと思っておりまして、施設の方と資産の方を網羅した形で進めていくのでよろしくをお願いします。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 基本的に、私は個人的には、国の考え方とは反対で、公共性の高い、国民の、あるいは住民の、福祉なり、福利厚生をサポートする、こういう団体が、収益性の高い、収益性の方にウェイトを置いた企業会計ふうなことをするというのは、そぐわないと、個人的には思っております。

ただ、国がそういうふうな方向を、地方に強引に進めさせようとしているもとの、本組合だけ、それに逆らうというわけにいかないというのも、よく承知しておりますが、基本的には、本来、公金でやらせていただいている企業ですし、何のために公金で運営しているかと言うと、それはやはり公共性と言いますか、具体的には二市一町の住民さんの福利厚生のためにやっているのですから、その辺のことを考えた運用ができるような、ちょっと方法がないかも、委託先の方とも相談していただけたらありがたいと思うんですけど、これは要望にしておきます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目事業費国庫補助金、1節事業費補助金で、説明に、二酸化炭素排出抑制対策事業交付金となっておりますが、この交付金は、これ、乗りかえたのですか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 二酸化炭素排出の方の交付金に乗りかえさせていただきました。今までですと循環型形成推進交付金をいただいていたのですけれども、今年度、28年度から二酸化炭素排出抑制の方の交付金をいただくことになりました。今、その金額を予算計上しております。

内容は、循環型社会形成推進交付金については3分の1の交付率だったところが、今回、二酸化炭素の関係で、対象の2分の1となりましたので、よろしくをお願いします。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 メリット面、もう少しわかりやすく言ってもらえますか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 メリット面は、交付率の関係で、高くいただけるということでござ

います。対象となる機器については、以前と変わりございません。交付率が変わるということになります。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 ちょっと、いま一つよくわからないですけど、以前の借りていたものよりもいいということですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 従来の循環型社会形成推進交付金と、今回の二酸化炭素の交付金については、二酸化炭素の交付金の要綱の見直しが昨年4月にされております。昨年の4月に見直しをされたことから、今、循環型で採択をいただいている交付内容と同じ交付項目の中で、組合の今回の事業も、それに採択をしていただくことが可能だという判断の中で乗りかえをさせていただいたというところでございます。

また、今、課長からもありましたとおり、循環型の交付金につきましては、交付率3分の1という形でいただくのですが、今回の二酸化炭素の交付金の関係につきましては、対象事業に対して2分の1いただけるということになりますので、従来、もともと計画しておりました交付金の収入額に対して5割アップの収入額が見込まれるというところでございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 今、わかりました。3分の1から半分の補助になったということで、前からこういうような交付金、補助金というのは、なかったのですか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 二酸化炭素の交付金につきましては、以前からございました。しかしながら、今回のうちのCO₂の排出抑制につながるような対象事業に対する交付金の交付枠が、昨年の4月の見直しで広められたということで、組合の事業もその対象枠に入れるというところでございます。

ですので、以前からこの交付金の交付はありましたけれども、以前のまの要綱では、組合の今の事業は入れなかったというところでございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 ご答弁ありがとうございます。条件がいい交付金に乗り替えというのを、どんどん探していただいて、より一層、この経費の削減、当たっていただきますようよろしくをお願いします。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 ごみ処理施設の運転管理委託料の関係なのですが、昨年の12月議会に債務負担行為で、私も反対したのですが、もう、先ほど管理者の説明によりますと、1月20日に契約して、そしてプラントメーカーの技術を取り入れながら、今まで仕事されていた方を、組織の一部変更してきたという、そういう報告があったのですけれども、実際には7人の方だったと思うのですが、その7人の方が、どういう仕

事にこれからつかれるのか、ついておられるのか、そして、プラントメーカーの方が、もう既に入っておられると思うのですけれど、その方々がどういう条件というか、正職とか、それとか、1月に入られて、もうすぐやめられた方がおられたりとか、そういうことはないのか、その中身がどういうふうに、移行の中でされているのかというのを、お尋ねいたします。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ただいま運転に従事している職員7名につきましては、来年度以降も全員が残るわけではないのですけれども、来年の人事の異動とかも勘案しまして、まだ確定はしておりませんが、仕事の現場作業がなくなるというわけではございません。今も7名の職員でゴミ処理施設とリサイクル施設、し尿処理施設の維持管理を、工事等修繕等の業務をやっておりますので、今その業務をしながら運転管理をしているという状況でございます。

その運転管理のところを委託するということになりますので、仕事がなくなるわけではございませんので、今の現状、若干名、人数はどうなるかはまだわかりませんが、プラントの維持管理、工事、設計の方は仕事が残ってこようかと思えます。

あと、委託業者さん、JKOさん、現在研修で入っておられます。一応雇用の内容の詳細いことはわかりませんが、一応、委託、JKOさんの社員という形で入ってこられております。3月2日から順次、全体のオリエンテーション含めまして、現在、対象機器の講習を行っているところでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今まで現場の仕事をされてた方が、以前でしたら、この前の債務負担行為のときには、少し事務事業なんかに回っていただくとか、そういう話もあったかと思うのですけれど、今のところ変わりがないということは、移行するときですし、一定そうかもしれませんけど、じゃあ、今までの人数よりまだ7人増えた、委託業者も7人いらっしゃるのでしょうかね。7人増えたと、14人の人数でやってるといような形なのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今、直営職員は7名です、委託業者につきましては13名で行ってもらっております。現在、7名の職員、事務もしておりますが、そのほかの管理する部門、違う事務部門もありますので、そちらの方、手薄な係等もありますので、来年、異動の対象にもなろうかなということで、今人事の異動の方も含めて、職員配置を考えているところでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 私が今聞いているのは、昼間の運転ですね、平日、夜間と休日とかいうのは、今まで、ゴミ処理施設、委託でやっていたのですけれど、今回、全部直営でなくなって、委託することになったのですけど、昼間13人いらっしゃるという

ことですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 委託は、昼間4名です。4交代で入ってきますので、トータルではそのような数になりますけど、昼間は4名です。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、昼間の人数としては、今まで7人で、直営の場合は、お昼だけやっていたけども、4人でという、そういう、単純計算できないと思うんですけど、4人ということになるのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 そういうことになります。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今後、人事のいろいろな人事異動があると思うのですが、向日市でも清掃業務にかかわってた方が、次の仕事、いろんな事務的な仕事とかいっても、やはり、その仕事で入ってこられて、それをずっと、技術やっこられた人は、なかなか事務的な仕事に変わることができないとか、そういう個人的ないろいろな事情もあると思うのです。

4月からといいますと、もう本当にわずか、すぐですけども、考え方として、この7人の方を、今度委託業者4人、お昼は4人来られて、その人たちと仕事していくということなのですが、ちょっと、どういう形になるのか、実際7人の分を、仕事を減らすということで、委託業者に仕事してもらおうわけですね。なのに、この7人の方はそのままいらっしゃるということで、今後どういうふうに変えていく方向にもっていこうとされているのが、少しわからないのですけど。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問いただいている、その7名の組合の職員の関係でございますが、今の7名の職員はあくまでも昼間のごみ処理施設の運転管理、それに加えて、ごみ処理施設の工事計画の立案、リサイクルプラザの工事計画の立案、し尿処理施設の工事計画の立案、それに加えて、附帯設備、井戸等の管理も、実質しております。それを7名で今までやってきたというところでございます。

今回、委託に切りかえをする部分につきましては、あくまでも昼間の運転のみを委託に切りかえる部分でございますので、実質の、その残った7名がそのまま残るかどうかというのは、別にたしまして、リサイクルプラザ、ごみ処理施設、し尿処理施設、附帯設備、それぞれの工事監理については、まだ業務が残るということでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、人数的には、単純に委託の、昼間運転される方の4人が増えるという形になるのでしょうかね。

それと、1億4,040万円の債務負担行為になっているのですけど、ごみ処理施設、

運転の管理委託となっているのですが、これの内訳、夜間も全部足してと、それから昼間の運転の、今まで直営でやって、委託料を払わなくてもよかったですね、それにかかわる差額、今までと今回の委託をした後の委託料、プラスですね、そこら辺の、もう少し、1億4,000万のうちの内訳がわかりましたらお願いします。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 内訳については、まず、その施設の運転に係る責任者1名、副責任者1名、それから機器の点検に係ります責任者が1名、点検者3名と、運転員については4名4班制でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、前年度と比べたらわかるのですけれども、1億4,000万円というのは、昼も夜間も祭日も、全部込みの委託料ですわね。その委託料の中で、昼間の運転の委託料は幾らなのかと、全部ひくくめてだと思っておりますが、じゃあ前年度に昼間の分が入ってない分は、どうなったのかということを知っているのですが。金額的にね。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 時間ごとの、昼間は幾らとかいうことの、数字は今持ち合わせておりません。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 前年度、幾らでしたか、夜間と休日のときの委託料。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 7,066万8,720円です。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 じゃあ、あとの半分は昼間に係る費用やと、単純計算ではそれでいいのですね。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○服部 潤施設業務課長 昼間に係る分と、保全、整備班が常駐3人、常駐してもらう分のアップで、6,973万1,280円の増となります。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 わかりました。それと、これは、私はこのごみ処理施設の昼間の運転そのものは賛成するものではないのですが、金額的にどれぐらいかかるかということを知っているのです。

それから、一番心配するのは、やはりこの7人の、今ずっと現場で仕事されてた方が、新しい職場に、やっぱり、もう少し委託の方が、流れができてきたら、どうしても、その人たちが違う仕事に変わっていくということになると思うのです。そのときに、やはり、自分たちの、嫌だなと思う仕事につかなければならないという、そういうことになるのが、一番困ると思うのです。それでなくても、今、精神的な部分で休職されている

方が3名いらっしゃるというふうに聞いておりますので、そこら辺は丁寧にさせていただきたいということは要望しておきたいと思います。

それから、集中改革プランの関係なのですが、今現在、実際には正職何人で、そのうちの何人が休職で、再任用何人か、もう一度お答えいただきたいと思います。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今現在、再任用入れまして39名でございます。

再任用2人です、休職3名。37名のうち2名が休職者で、1名が病気休暇です。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 37人中2名が休職で、お一人が病欠。再任用がお二人。

じゃあ、実際には、36人、今現在仕事をされているということで。4月1日から採用されているというのも承知しているのですが、現在36人でお仕事をなさっているということは、それでいいのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 そのとおりです。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 集中改革プランで、実際には平成16年4月1日現在、50名でして、平成35年度に30名にすると、4割減にするという、そういう集中改革プランが示されておりましたけれども、実際には35年度まででしたら、あともう、本当にもう7年ほどで30名、正職37人の方を7人減らすという、そういうことになると思うのです。

その辺では、病欠とか休職の方がいらっしゃるのですが、その病欠、休職の方の復帰の見通しとか、それから今後、その正職の中で30名にするという、中にそういった人たちも含むということになるのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 今後ですけれども、定年退職が、あと3年先に4名ございます。その後、その2年後に2名というふうになっております。休職者については、その辺の数字は入ってございませんので、復帰はなるべく早くしていただこうかなというふうにしているところでございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 復帰の見通しですね、どういうふうな形になるのかなって心配しているのですけれど。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、休んでいる職員の復帰の見通しでございますけれども、適時通院されたときに、ご本人の方から組合の方にご連絡をいただいております。その連絡の中で、現況報告をそれぞれお聞かせいただくと。ご本人の、十分、状態も把握しながら、鋭意復帰に向けてお願いをしていきたいと思っております。

また、復帰に至っては、昨年5月から組合の方にも、産業医の方、任命しております

ので、産業医の先生にも面談をしていただいて、最終的に組合として復帰の判断をしていくというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今回、産業医の予算もついておりますし、非常に大事なことだなど思っているのですが、実際には28年度の復帰見通しという方は、その産業医さんのお話なんか聞く中で、どういう見通しだとおっしゃっているのでしょうか。

○藤井俊一議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 産業医の先生の方については、毎月1回来ていただいているのですが、今、局長の方が申したように、その都度電話が入って、電話が入れば、その状況をつぶさに、産業医さんにご相談させていただいて、今の状況等を聞いて、打ち合わせをしながら、進めている状況でございます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今のところ、早く出勤しなさいと、そういうわけにもいきませんし、今、聞いておりましたら、なかなか見通しが見つからないという感じかなと思うのですが、そういった中で、35年度の30名、定年退職者が5年間であと6名出ると、37人正職だと、定年退職者の補充がなかったら31名、そこから病欠とか、もしそのままでしたら、3名減らしたら28になってしまうのですよね。

それでなくても、そういう条件、ちょっと厳しい条件が、今、乙環組合の中で、3人の方々が、そういう方々がいらっしゃるということでは、30名という、そういう形の中で、そういう病欠とか休職の方を入れる、入れてかということ为先ほど聞いたのですが、その辺はどうなのですかね、お考え方は。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今の35年に30名という計画でございますけれども、ただいまご指摘をいただいておりますとおり、今休んでいる職員も含めて30名という計画を立てているところでございます。

しかしながら、復帰のめどが今すぐ立ってないという状況も踏まえまして、午前中にご意見をいただいたとおり、今の状況等十分踏まえまして、また、組合の今の事務事業の内容等踏まえる中で、組合の自然退職の補充を、適正なタイミングで実施する中で、組合の職員の年齢構成のばらつきが起きないような形で、必要最小限、補っていきたいというふうにも考えておりますし、その内容について、もし必要不可欠であれば、定員計画の見直しも含めて、また、正副管理者の方にご相談をさせていただきたいというふうに思っています。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 やはりね、もう30人というと、本当に一日たりとも仕事を止められない、こういった乙環の施設として、本当に成り立たないのじゃないかと、20年近くかかって20人減らすということは、1年間1人減らすという、単純計算でそうなる

思うのですけどね、やはり一つの、こういう公共施設の中では限界だと思うのです。30名という、こういう減らし方でなくて、本当にやはり今現況を、やはり最低でも維持していく、そういう見直しを私は求めたいと思うのですけど、管理者のお考えはいかがでしょうか。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 今、現状、財政的な状況も踏まえまして、長期的にやっぱりしっかりと安定した廃棄物処理の適正の組織体制は、組んでいかないといけないというふうに思っておりますので、推移を見るということもありますけれども、今ある中でどのような形でしっかりと職員体制が組めるのか、またその辺はしっかりと、副管理者ともども話して、今後決定していきたいというふうに思っております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 今の話に関連して、確認をまずさせていただきたいのは、今の話聞いてましたら、定員を30名にしていくというのは、自然退職でやっていくという、言葉が悪いのですけれども、首切りなどはしないと、そういうふうなプランだというふうに理解させていただいてよろしいわけですね。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまご指摘のありましたとおり、定年退職のみの削減という形で考えております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 といいますのは、本組合はいわゆる労働組合がないという条件のもとで、皆さん働いていらっしゃるしますので、労使の利害がガチンコになったりしたときに、どうしても働いている方の方が弱い立場になりますので、そのところはちょっと確認しておきたかったところです。

私も、基本的には、これに関しては、先ほど、必要なら見直しをということをおっしゃっていただきましたけれども、本当に持続的に運営、運転していくというのは、本当に少ない人数では大変だというのは、目に見えてよくわかりますので、ぜひともその辺のことを前向きにさせていただきたいと思います。

それで、ごみ処理の運転管理の委託の話なのですけれども、JKOさんの職員さんという形でトータルで13名入ってこられるのですけど、一つ心配なのは、ネットの求人広告なんか見ますと、JKOさんの求人が、有資格者、異常に多いのです。異常に多いということは、事業が拡大してるということかもしれませんけども、要するに職員さんの定着率が非常に低いのではないかとということを懸念してるのです。

そうなると、要するにベテランの熟練した正規のJKOさんの職員さんが必ず来ていただいと、そういうことが、何か危うい感じになると、それぞれもちろんボーラーとか、危険物とか、有資格者を募集していらっしゃるのですけど、とにかく異常に多いです、もう募集の件数が。

ということがありますので、安全運転について、どうやって組合としては担保するお考えでいらっしゃるのかというのを、お聞きしたいのです。

具体的に、例えば契約で重大事故とかがあったとき、当然、組合としても、道義的責任、社会的責任以外にも、財政的な負担も大きくなったりしますよね。そういうときの負担を、事故の責任が委託先にあったときに、きちんと責任を持ってもらえるようになっているのかどうかとか、その辺のことが非常に気になっておるんですけども、その辺、どうなのでしょう。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、JKOさんの職員さんのことですが、もちろん有資格者を配置するということですので、経験年数等も提示させてもらっておりますので、そこら辺につきましては問題ないかと思えます。

あと、緊急事態の発生につきましても、組合に直ちに連絡するように、書面で報告するようにということになっておりますので、受託者側の責任に置いた場合は、それなりに責任をとるということになっております。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 要らない心配かもしれないのですが、例えばちょっと遠いところで、違うような話だと思われるかもしれませんが、福島の前原事故のときに、結局東京電力が責任を負い切らなかったと、増してや下請の業者さんたちは、責任の負いようがなかったという話もあります。

ということで、何か、非常に公共性の高い、住民さんへの福利厚生に大きく貢献している本組合が、何かそういった関係に事故が起きたと、直接の責任が、例えば受託先にあるみたいなきに、そこも含めて、最終的には本組合が責任を問われるということになってまいりますよね。その辺、社会的には当然そうなりますので、もちろん話し合いとか、取り交わし文書とか何とかで、そういったことを形式的にやっていたとしても、受託先の方がね、きちんと責任をとってもらえるような、それぐらいの受託業務を責任を持ってやっていただくという意味の何か歯止めは必要かなと思うのです。

何でかといいますと、JKOさんがどんな会社かというのを、実はこれもネットで調べたら、JKOさんがどんな会社かということは、ほとんど資料がないのです、データが出てこない。先ほど言いましたように、求人広告ばかりが出てくると、そういうことですから、会社としては非常に若い会社なのだろうと思えますし、そういうところがなされる受託業務は、やはりきちんと責任を持って業務をしていただくという、そのところの歯止めが、本当にないと、いろいろ、思いもかけなかった事故なり、過酷事故なりが起こる時代ですから、そこをとっても心配しているわけなのです。その辺のことについて何かお考えがございませうでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまご指摘いただきますように、組合といたしましても設置者

としての責任というのは組合にございます。しかしながら、例えば事故が発生した、そのときに、運転手が悪いのか、もしくは設備が悪いのか、それがどちらかというところがまず問題になってこようかと思えます。

従来までの、12月に議論いただきましたけれども、設置者は三菱重工でございます。運転手につきましては、グループ企業以外のところが予定をしている場合、そういった場合は、今ご指摘いただきますように、その辺はどこにどういう責任があるのだというのが、やっぱりもめる条件にもなってこようかと思っております。

本組合といたしましては、施設の建設工事に至っては勿論責任施工という中で、組合が求めております処理能力を安定的に発揮するという大前提の中の瑕疵担保を持つ中で建設工事をさせていただいている、またそのグループ企業であるからこそ、建設メーカーの設計の考え方、思想を十分踏まえた適正な運転管理ができるという前提の中で、三菱重工として設備の設置者、また、機械の設計者、また、運転者、それぞれが共通した認識の中で責任の問題はできるようにいう形で今後考えていきたいと思えます。

○藤井俊一議長 渋谷議員。

○渋谷 進議員 その辺は、例えば契約関係なんかで、ちゃんとしてるのでしょうかね。何しろ、相手は大きい力のあるところですからね。こちらはそれに比べて、比べると弱小になりますので、その辺の契約関係で、かっちりしてるかどうかというのは、ちょっと確認させていただきたい。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 契約書の中にも、損害賠償という項目も記載しておりますので、その部分については十分確認していきたいと思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ちょっとお時間いただきますけど、構わないでしょうか。

今、その契約の話なのですけども、去年の12月議会で、私、反対いたしました。私だけでなく、4名の方が反対されて、債務負担行為ですね、そういう意味で言いますと、理事者側の説明責任は、まだ十分果たされていないと考えております。

反対意見で出ましたのは、結局幾つかあったと思うのですけども、特命随契でやることの法的な問題、それから、西日本JKOさんに委託することの問題、大きく分けてこの2点だと思うのですけども、その中で、私、この前の議事録を見ましたら、全部委託する必要性ということについては、私が理解いたしましたのは、乙環組合の人員体制が、非常に、予定よりも減っておって、このまま、今後数年間、現状の体制でやっていくことは非常に厳しいということで、これがいいかどうかは別にして、そういう事情は、一定私あるかなと思いました。

問題は、じゃあなぜ西日本JKOさんにしなければならないのかということなのですけども、特にこれまで5年間にわたって委託してきたテスコさんを打ち切ってまでね、随契で西日本JKOにやらなあかんのかということなのですよ。

請負金額が7,000万円から1億4,000万円に、2倍になるわけで、市民負担が非常に増えるということで、これについては、説得力のある説明が求められると思うのです。この点で、12月議会としては、さっき申しあげましたように賛否分かれたということで、改めまして、私、この前の説明のときにもちょっと要望で申しあげたのですが、その辺の説明をやっていたら、説得力のある数字なり、根拠を示してやっていただきたいと思っております。

あと、契約のことについて、この後、もう一言言いたいのですが、まずその辺お願いできるでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 焼却炉につきましては、メーカーの設計思想というのがございます。その性能を発揮するには、メーカー理想の運転方法というのが各メーカーにあるかと思えます。

今回、その運転委託を4月からしてもらおうと思っておりますところでは、組合の焼却炉を設計施工した、昔の三菱重工のグループ会社ということもありまして、そのまま設計思想や理想とする運転管理技術についても、メーカーから直接指導を受けているということもございます。実際に、今、JKOで来てもらっている方は、三菱重工からJKOに異動した方、まさしく組合の焼却炉をつくっていただいた方も、今運転管理の方で頑張ってもらっているということもあります。

例えば、焼却炉の運転自体、言葉悪いですが、ある程度の技量と認識さえあれば運転はできるのです、できますけども、操作マニュアル等、もちろん各メーカーが持っていますので、請負先の運転指導により運転することは可能なのですが、あくまでもその操作マニュアルに記載されている運転内容しか運転できません。あと、各委託業者さんの持っておられるノウハウ、今の技術、経験を積み重ねた中での、プラスアルファでのノウハウを用いて運転するというようになっております。

しかし、現状、今、ごみを燃やすということは、想定されたようなごみばかりではないので、マニュアルに記載されていない燃焼状況も起こり得る可能性が頻繁にあります。そこら辺につきましては、マニュアルで対応できないというところが、今、あろうかと思えます。もちろんそういうところを熟知している設計思想、構造などを熟知しているかしていないかで、大きな差が出てくるのかなというような判断をしていますので、メーカーの設計思想、理想とする運転操作方を理解されている、熟知されている運転業者さんをお願いするのが、今後の施設の延命化におきましても妥当な範囲なのかなというふうには私は思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今お伺いしましたら、12月議会の説明とあまり大きく違わないかなと思ったのですが、そのときのご説明で、三菱重工の環境エンジニアリングというところと、知的財産に関するノウハウの覚書を締結していて、プラントを維持管理してい

く上で必要な情報とか図面、特許関係を、西日本 J K O が三菱から引き継いで使用できるというか、保険というか、そういう担保をとっておるとか、さまざま述べられておりました。

果たして、これが、請負金額が倍と言いましたけれども、運転時間が伸びてますから、私、自分なりにざっと概算しましたら、運転時間が 35% 伸びてますので、大体 1 億ちょいぐらい、現状 7,066 万円かけたら、だから 4,000 万円ぐらいのコストアップになるわけですけども、それに見合うだけの、この必要性があるのかということに私はなと思うのです。

それで、先ほどからおっしゃってますけど、業務契約書を、テスコさんのと J K O さんのと、いただきました。ずっと、私、逐一拝見いたしました。ご説明もしたと思うのですが、そうしますと、業務委託の範囲ですね、もううり二つ、一言一句変わってないと言ってもいいと思います。変わっているところは、月例点検か何かの項目が増えておるのですが、あとはずっと見ても変わっておりません。補償とかもおっしゃいましたけれども、何も変わってないのです。

契約上は何も変わっていないのに、業務範囲、委託範囲が増えたとか、責任が向こうにあるとか、何をもってそうおっしゃるのですか、何も変わってませんよ。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 以前にもお話しさせてもらったかと思いますが、運転をする、いろんなことを想定した場合に、いかにその想定幅を超えた運転操作ができるとかできないとか、そのメーカーが持っている独自のノウハウをいかに発揮できるかできないかということになります。

例えば、A 社に、プラントの設計思想とか運転思想がわからないところに委託しますと、先ほど申しましたように、マニュアルの中の運転操作でしかできないわけです。ですが、今回、そのグループ会社ということにしますと、設計思想や理想とする運転方法がわかっております。

施設に対する設定値とか、設定の温度域とかがあるのですけれども、その設定値とか、リミットスイッチとか、インターロックとか、いろいろな絡みが機械全般についているのですけれども、その設定値の基準は、何でこの設定値にしたのだということも理解しておるので、例えばその枠を超えて異常燃焼が発生した場合には、その枠を超えて操作ができますよ、そこまで書き切れるか書き切れないかという問題では、私は書き切れませんでした。

ただ、技術力をもって基準値におさめなさい、運転してくださいということで、おのずからメーカーさんはわかっているのだから、その運転は勿論してくれるのは大前提です。ただ、メーカーの直系の運転会社ではないところは、そのマニュアルに記載されたことだけしかできません。例えば、そこで設定値を変えるなり、そのインターロックを解除してまでの運転をしいのかあかんのかは、多分できません。でも、メーカー

直系のその運転会社であるところでしたら、三菱系統だけとは言いませんが、荏原でも川重でもあると思います。その異常燃焼とか、燃焼が悪いところにおいても、臨機応変に対応できるというのは、やっぱり施設に負担をかけない運転ができるということが、私は一番大きいかなと思います。

○藤井俊一議長 それでは、15時30分まで休憩いたします。

休憩（午後3時10分）

再開（午後3時22分）

○藤井俊一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 私、契約書ってものすごく大切だと思うのです。何年も前に、向日市で、委託契約書に一言入ってる入ってないめぐって、これは、見解が違うかもしれませんが、億単位の損害賠償請求できるできないという、そういうふうなことも起こったことがございまして、結局、7,000万円なり1億4,000万円なりのお金を出して、アウトプットは何かといったら、この契約書の内容を実行することですよね。結論の契約書の内容が同じだったら、一体どういうことなのだというのに、私、なると思うのです。

私、現場のこと、運転のこと、何も知りませんので、実際に内容を御存じの方から見れば、当然のこと、明らかに違うじゃないかと、メーカーのそういうところにやってもらうのと、全然別のところにするのでは、全然違うというようなことが、当然に思われるかもしれませんが、でも最後は、結局客観的なこの文字、契約書だと思うのです。

そこで、例えば、去年、どう説明されているかといいますと、業務範囲をテスコさんから今回変えると、大きく変わるのだと、こう説明されているのです。「まず、今回の委託の業務範囲としましては、運転管理を含めた保全修繕を維持していくところと、大きくとらまえて発注したいと考えております。今までは運転管理そのものだったのですけれども、今回は施設のプラントに補修を含めた総合的な運転管理、維持管理を行っていかうという範疇で委託させてもらってます。」こういう類似のことが何度か、これまでは小規模な修繕しかできなかったけども、ある程度大きなこともやっていただけるからとか、何度か、いろいろされておりました。そういうふうなことがね、どこに反映されているのですか。もう結論言いますが、書いてないのですよね。同じなのですよ。

もう一つおっしゃっておられたのは、これまでは、平日は職員がいて、メーカーとの対応もできたと、今回、24時間全部委託ですということで、質的に違うのだというような趣旨のことをおっしゃってたのですけど、私、思いますのは、夜間ですと、組合の職員さんがどなたもいらっしゃらない中で、委託先の事業者さんだけが運転をするとい

うことで、非常に不安な要素がありますわね。だけど、今回は、増えるのは昼間にたくさん職員さんがいらっしゃる時間帯の中で業者さんが運転をする、その時間帯が増えるだけなので、24時間運転委託するから、今までと質的に違ったものが求められるというようなことは、これはちょっとないのじゃないかなということも考えたのです。

ですから、今回、委託金額を大幅にアップして、JKOさんにやっていただくことの内容が、ここに反映されるように、お金を出して運転していただく、適性な運転をしていただく、適正な運転というのは、事故を起こさない、トラブルを起こさない、それから、環境基準を満たす、あるいは運転の、ちょっと私、知らないのですけれども、求められる水準、こういうものを達成していくと、そういう達成水準なりというものが要求事項として、要求水準書というのですかね、ちょっとわかりませんが、そういうものとしてちゃんと記されて、それを達成していくという、誰が見ても、ああ、JKOさんにやっていただくことによって運転の質が上がるなど、そういう契約書にしていかなければいけないのじゃないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 運転方法につきましては、当時の仕様に基づいて今の操作マニュアル等ができてるのです。それに沿って、うちの職員もそうですし、今の現下の業者もそうですけれども、近年ごみ質も変わってきていますので、そのマニュアル操作、今の運転管理で、焼却炉に負荷がかかっている可能性もなきにしもあらずということが言えるのです。

それで、施設の稼働後、年数が経過していることもありまして、環境関連の設定や、ごみ質の変化、施設の老朽化等により、施設の稼働条件は、運転操作のマニュアルで想定しているようなこととはかけ離れてきているというのがございます。この場合、直営なり今の現委託業者は、独自の手法、ノウハウでしか対応できないということが今の現状でございます。

そういうこともございまして、今の直営や委託業者の、わからないというか、範疇でないところを、今の技術力を持っている、次の委託業者にすることによって、そこら辺を改善、カバーできていけるのではないかというふうに思っております。当時の運転方法の操作マニュアルでしか、今の対応がなされていないのかなと、これからいろいろなことが起こるにつれて、いろいろな対応、先手、先手の対応が必要になってくるのではないかということに関して、プラントメーカーのグループである強みになってくるのかなと思っております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 最初の質問ですが、書いてないのですよね。だから、そういうことはやっぱりまずい。これがね、少なくとも、こういうことはですね、業務委託範囲の違いはね、明記していただかなければいけないのじゃないでしょうかね。

こちらの思い、思いをお話されたのですが、それは今現状では思いだけであって、

契約書にはないのですわ。総合的な運転管理、今までは総合的じゃなかったと、単に動かすだけやと、操作マニュアルに従って、いや、今回からは総合的な運転管理をお願いするのですということが、ちっとも反映されてない。維持管理もやっていただくと、これまで違うと、見つけた小修理だけやったと、いや、維持管理も全部委託するのだということが、やっぱり見て、わかるように、私はしなければいけないのじゃないかと、その辺、改善のお考えは、いかがでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 前回、12月の議会の中でいろいろとご質問いただきました内容でございますけれども、当該業者につきましては、プラントメーカーの方と知的財産権の使用に関する覚書というのを交わされております。

その知的財産権に関する覚書の内容につきましては、もちろんその特許製品を触るということもできますけれども、それに加えて、特許製品に関する設計思想、それを十分兼ね備えた技術的な研修を、もちろんメーカーの方から受けた作業員が組合の方で従事していただくということになりますので、組合の直営職員、またメーカーのグループ企業以外のところが、例えば運転をするという部分については、運転マニュアルに基づく運転はできますけれども、一步踏み込んだ、特許部分の緊急的な対応が、そこまでできない、そういう部分を改善するため、それについては適正な安定運転の継続保持につながることでございます。

また、小修繕ができない、プラントを止めなければならない、また、そのまま使って傷口が広がる、そういったことにならないように、早い段階にそういう不具合箇所を発見して、その不具合箇所の修繕を適時当たる、そういうことを十分させていただくことで、施設の延命化にも、またつながってくる。そういうことを総合的に勘案する中で、今回、こういう形でさせていただいたということでございますので、あくまでも、その契約書、仕様書にずばりの記載がないというご指摘でございますけれども、その内容につきましては、あくまでも知的財産権の使用に関する覚書という部分を交わされている部分で十分対応していきたいと思っておりますし、また、業務内容につきましても、今現在JKOさんの方と十分業務内容についての調整をさせていただいておりますので、しっかり、記載ペーパーにした内容で残していきたいと考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今回、1月20日に契約書を交わされていて、4月から本格運転に入るということで、この契約書を破棄して書き直せというようなことを、私、言っておりません。幸いにしてというか、1年契約ですので、次の契約のときに、もう一回しっかり見直して、そうしたこちらの思いと、求めることが、契約書としてはっきり反映されるようなものに、ちょっと研究して、改善をしていただきたいのです。そのことを、

いや、それはもうしませんと言われますとね、ちょっと賛成しかねるのですが、も

う一度いかがでしょうか。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現在は、私どもは実際JKOさんのプラントを運転してるというところについては、まだ今確認ができていないような状況でございます。この1年間、委託をお願いする中で、必要な部分については、今ご指摘いただきますように、仕様書また契約書の中に、過不足なく記載をするということも含めて、見直しの方も適時対応していきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 お願いいたします。ほかのところ、私、見たことはないのですが、ほかの市町村では、そういう要求水準書というものを取り交わして、やっておるということも聞いておまして、やはりそういうことが必要なんじゃないかなと、見たこともないのに言うのは何なんですけども、やはり最後はここだということなので、ぜひ、次の契約までにぜひ改善をお願いしたいと思います。

質問ですけども、あと2年後に、長寿命化工事が終わりますね。終わった後、長期包括運営委託というようなことは、何か考えておられるのかおられないのか、全く考えていらっしやらないのか、ちょっとその辺だけお伺いしたいんですけど。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 長寿命化工事につきましては、29年度末、30年の3月で一応完了予定でございます。その後の運転管理につきましては、あくまでも委託業務の中で考えておりますので、その長期包括の部分については、今、まだ考えておりません。

○藤井俊一議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 こういうところ、やっているところが多いと聞いておまして、私もそういうばくつとした概念しか知らないのですが、15年とか20年とかの、今回でしたら15年ですね、15年の契約の中で、50億とか100億とか、そんな大規模な事業予算になりますので、さあ1年後にやろうということではなくて、もしそういうことを検討されるならば、専門家を交えた検討委員会をつくるべきであると思っておりますし、事前に議会の方に、そういうお考えを示していただきたいと、最後に要望しておきます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 歳出の19ページのリサイクルプラザの精密機能検査委託料なのですが、199万8,000円なのですが、これについて、どういうふうな中身になっているのか、今後のリサイクルプラザにも影響するののかということで、少しお聞きいたします。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 リサイクルプラザ、大型ごみを処理する機械があるのですが、それにつきましては平成10年の稼働から今現在に至っております。やはり傷みも来ておるのも事実ですし、あと、組合のごみ処理施設にも長寿命化工事をしましたよ

うに、リサイクルプラザにおいても、ある一定の工事を考えていかなあかんのかなという
うことにもなってきますので、今の現状を把握するために、施設の機能の状況診断を実
施してもらうという内容になっております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 施設の状況診断といたしますと、耐震とかと違いますよね、そうじゃな
くて、一つ一つの部品というのか、それぞれのところを調べるということだと思っ
すけど、ちょっとよくわからないのですけど、それは、今までの、ほかの施設でやっ
てきたのと、同じような形でやって、その結果がいつごろ出すようになるのですか、この
委託料、出してますけど、この結果、いつごろを目標にされるのか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 委託する時期にもよりますが、来年度中に、実施した年度中に
は結果が出てきます。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 その後、その結果が出てからでないといけないですけど、その結
果いかにして、どういうふうなことを考えておられるのか、もしお考えがありました
らお聞きします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 28年度の委託事業といたしまして、リサイクルプラザの機能検査
を実施させていただきたいと考えております。その検査の診断結果につきましては、一
応今来年の3月には報告書が上がってくるという計画を持っております。

その中で、その報告書の内容に基づいて、今後リサイクルプラザの延命化工事をいつ
のタイミングでやるのか、また、更新工事をやるべきものなのか、という部分を十分検
討しながら、ごみ処理施設の長寿命化の工事の関係もあわせて、十分施設整備の基本的
な考え方も整理していきたいというふうに考えております。

また、従来からご議論いただいております埋立地の問題も兼ね備えまして、組合の処
理施設の総合的な、廃棄物処理施設の処理基本構想というのを、来年度以降、29年度
以降に整理をしたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 では、リサイクルプラザのあり方そのものを検討していくみたいな形
になるのでしょうか。それと、埋立地の関係なのですが、今年11月で乙訓学園が、
1年ごとに契約、変わりましたよね。もうあと8カ月ほどしかないのですけれど、こ
この見通し、埋立の処分するところがだんだん厳しくなっているということで、後の
見通しはどういうふうになっていくのか、今現在、どういった議論がされているのか、
お聞きします。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今の乙訓福祉会にお貸ししている用地につきましては、今ご意見い

ただきますとおり1年更新という形で、昨年11月に契約をさせていただいております。しかしながら、本組合といたしましても、あの用地については廃棄物処理施設の建設用地という目的の中で確保した用地でもございますので、埋立地に限らず、他の処理施設の建設も含めて、あの土地の有効活用を考えていきたい。

ただ、福祉会がいつ出られるかという部分でございますけれども、その部分については、各市町の福祉当局とも十分、投げかけながら、早期の解決に向かって進めていきたいというふうに考えております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 リサイクルプラザのあり方も検討されていくのかということもお伺いしたのですが。

○藤井俊一議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、リサイクルプラザにつきましては、資源ごみ、カン、ビン、金属、それと粗大ごみ、それと工房施設を、それぞれ運用させていただいております。今後、ごみの発生量等がどれぐらい出てくるのかという部分につきましては、各市町が策定されますごみ処理基本計画の中でそれぞれの将来推計が立案されるかと思っております。その将来推計を踏まえて、組合としてどういう受け皿、施設を整備していく方がいいのか、能力的にもっと大きなものが要るのか、もしくは縮小することが可能なのかという部分も含めて、総合的に検討していきたい。

また、リサイクルプラザとしての、住民参加型のリサイクルプラザという形での継承がいいのか、また、住民参加を外したリサイクルセンターとしての継承がいいのかという部分も含めて、今回検討していきたいというふうに思っております。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 この際、管理者、副管理者がいらっしゃいますので、先ほど聞きました乙訓学園の、今年11月で契約が切れるのですけれども、そこの今の進捗状況、もし議論されておられましたら、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 先ほど申し上げましたように、契約期間に関しましても1年契約というような形で、しっかりと、乙訓環境衛生組合の今後のあり方も含めて、また福祉会のことも含めて検討した結果、1年契約でしっかりと対応していただくというような形での取り組みはさせていただいております。

ただ、それを受けなくても、この乙訓環境衛生組合の埋立地のあり方も検討していかないといけないので、そういう面では本当に大きな課題だという認識はございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 22ページの4款事業費、1項事業費、2目の埋立処分事業費、これは組合の継続的、重点的な課題だと、自分自身思ってますし、皆さんの共通認識だと思っておりますので、この件に関して、フェニックスの今後の動向というのをお聞か

せいだけですか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 フェニックスなのですけれども、平成39年に一応2次計画が終了ということになっております。次の3次計画につきましては、一定動きは見えているのですけれども、まだ詳細な内容というのはできていない状況でございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 39年以降の予定は、ちょっと見通せないというお話ですね。それを含めて、組合独自の延命化に向けた取り組みというのは、特段何かされていますか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 特段しているということはありません。ごみの減量化に向けた二市一町さんとの協議の中で、もうごみの減量化しかありませんので、そこら辺を重点に協議していると、特段対応している策というのはございません。

○藤井俊一議長 山本管理者。

○山本圭一管理者 埋立地に関しましては、しっかりと管理者、副管理者で話をしております。次期候補地ないし、また延命化、そして減量に関する取り組み等々、詳細なことはしっかりと正副管理者で一応話はしていますが、確かにこれといった対策というのは、まだとられてないのが現状であります。しっかりと対策を行っているのが現状であります。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 組合としての取り組みとしては、理解しましたけれども、例えば排出されるのは市町から排出されるごみなのですけど、その市町の減量化に向けての連携というのは、どうされていっているのでしょうか。

○藤井俊一議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 先ほども申しましたように、部会を開催させてもらいまして、情報共有なり、搬入の承諾事務等も共同でやっておりますので、そこら辺について排出者に対して減量するよというよには、周知をしながら、二市一町さんと協働して減量に向けて取り組んでいるところでございます。

○藤井俊一議長 山中議員。

○山中一成議員 先の見えてる話ですので、減量化が今一番の対策というのは理解しているのですけれども、今後、勝竜寺の埋立地の延命につながる、もう本当に目に見えた政策、もしくは方法をしっかりと構築していただきたいです。

○藤井俊一議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 討論の前に、今回、本件については留保させていただきたいと思ます

ので、簡単に留保の理由を述べさせていただきます。

大きくは二つありまして、一つは、公会計化の問題で、不安が残るといいますか、それともう一つは、12月議会で、債務負担行為のときに反対いたしました、昼間も24時間の運転委託ということに関しての懸念が、今回の議会のご答弁でも解消されたとは言いがたいということから、ちょっと賛成はしがたいと判断いたしますので、留保としていただきたいと思います。

○藤井俊一議長 山田議員。

○山田千枝子議員 私も保留ということで、させていただきたいのですけれど、少し意見を申し上げますと、やはり昼間運転のごみ処理施設、これ、やはり全て任せていくということは、もう12月議会でも申し上げましたけれど、一つの会社に全て任せて、部品とかいろんなものが必要だと言われれば、そのままになってしまう、丸投げになってしまうということで、非常にこれは具合が悪いというふうに思いますので、この点については賛成できるものではありません。

また、人事評価の委託料も、先ほど条例でもありましたけれど、これについても問題であるというふうに思います。

賛成する中身の中で、産業医の委託料とか、それから二酸化炭素の排出抑制の、その交付金を非常に努力されて、二市一町の負担金を減らされたということについては、非常にそういうものを、乗りかえたりしておられることについては、努力されているなど思います。

要望としては、先ほども、補正予算のときにも言いましたけれど、3分の1もある事業系ごみを、本当に減量化することを、特に努力していただきたいと思いますというふうに思いますし、また埋立地の、39年以降の問題もありますけれど、とりわけ乙訓学園の埋立地の問題は、本当に移転先なんかも真剣に考えていただいて、乙訓の里はもう移転しておりますので、そういった方々に、本当にできるだけ援助しながら、やっていただきたいと思います、そういったことを要望します。

一括の予算の態度になりますので、この予算につきましては、留保させていただきます。

○藤井俊一議長 それでは、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 反対に近い賛成です。

先ほど申しました、やはり現状のままでは、とても賛成できるものではありませんけれども、この契約書の見直しを鋭意進めていただいて、来年には気持ちよく手を挙げられるように、お願いするという条件で賛成したいと思います。

○藤井俊一議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終わります。

先ほど、渋谷議員と山田議員から、議案採決に留保したいという旨の発言がございましたので、退席をお願いいたしたいと思えます。

(渋谷議員、山田議員 退席)

○藤井俊一議長 それでは、第9号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成であります。よって、第9号議案、平成28年度乙訓環境衛生組合一般会計予算は、原案どおり可決されました。

(渋谷議員、山田議員 着席)

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで山本管理者から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○山本圭一管理者 貴重な時間をお借りいたしまして、私から退職者の報告をさせていただきたいと思えます。

今回、退職する職員といたしましては、松井事務局次長が3月31日付をもって定年退職することとなりましたので、一言ご報告させていただきたいと思えます。

○藤井俊一議長 松井次長。

○松井 孝次長兼情報啓発推進課長 これまでの間、大変ご指導いただきまして、ありがとうございました。

○山本圭一管理者 在任中は職員に対しまして、議員各位からご指導、ご鞭撻を賜りましたことを、大変厚くお礼申し上げます、報告とさせていただきます。

○藤井俊一議長 最後に、私から報告事項がございます。

平成28年度の組合議会議員視察研修の日程であります。

先日開催されました代表幹事会において、平成28年6月30日及び7月1日の両日で視察研修を実施することが確認されましたので、議員の皆様方にご報告申し上げます。これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成28年第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時52分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 藤井俊一

乙訓環境衛生組合議会議員 近藤宏和

乙訓環境衛生組合議会議員 山中一成